

規制改革実施計画 関連資料集

内閣府 規制改革推進室
令和7年6月

規制改革実施計画 関連資料集 項目一覧

本資料は、「規制改革実施計画」（令和7年6月13日閣議決定）の説明のために、主要な項目の概要をまとめたものであり、各項目の詳細及び引用等については、直接「規制改革実施計画」本文を参照されたい。

項目名をクリックしていただくと、各項目のページに移動します。

I. 地方創生



- ロボット農機の公道走行制度化（圃場間移動等を通じた地域での活用）
- 地域におけるオンライン診療の更なる普及及び円滑化
- 地域の病院機能の維持に資する医師の宿直体制の見直し
- 認可保育所における付加的サービスの円滑化
- 公金収納を行うコンビニエンスストア等における紙の領収控の保管廃止

II. 賃金向上、人手不足対応



- 地域の実情に応じた介護サービス提供体制等の見直し
- 障害福祉分野における申請・届出等に関する手続負担の軽減
- 副業・兼業の更なる円滑化に向けた環境整備
- 職業紹介責任者の専任規制の見直し
- 高卒就職者に対する求人情報の直接提供・公開時期の前倒し等
- 外国語指導に従事する外国人材の更なる活躍促進
- 水道スマートメーターの導入促進
- 不動産売買仲介におけるデジタル・AI活用促進

III. 投資大国



- 公的データベース等における医療等データの利活用法制等の整備
- 医療等データの包括的かつ横断的な利活用法制等の整備
- 治験に係る広告規制の見直し
- スタートアップへの資金供給手段の拡大
- 株式対価M&Aの活性化に向けた会社法の見直し
- バーチャルオンリー株主総会の活用に向けた環境整備
- バーチャルオンリー社債権者集会の実現
- 持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に向けた株式会社と株主との建設的かつ実効的な対話の促進
- 従業員等に対する株式報酬の無償交付を可能とする会社法の見直し
- 無人航空機（ドローン）の更なる活用・普及に向けた環境整備
- 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の安全性確保
- 地熱開発に伴う試掘調査に当たっての保安林関連手続の明確化・簡素化等
- 循環経済への移行に向けた食品残さ等のリサイクル促進
- 政府が調達するクラウドサービスにおけるスタートアップ等の参入促進（セキュリティ評価制度（ISMAP）等の見直し）

IV. 防災・減災



- 未登記建物の解消（がれき撤去等の迅速化）
- 災害時等におけるキッチンカーによる迅速なサービスの提供

ロボット農機の公道走行制度化（圃場間移動等を通じた地域での活用）

地域におけるロボット農機の共同所有等、面的活用を可能とすることを通じて、農業の抜本的な生産性向上を後押しする観点から、ロボット農機の公道走行を可能とするための省令改正その他所要の措置を講ずる。

現行制度による課題

- 農業分野では、今後20年間で基幹的農業従事者が75%減少する見込み（参考1）である中、無人で自動走行するトラクター等のロボット農機（参考2）の活用による生産性向上が期待。
- 一方、これらの車両は「特殊自動車」に位置づけられるところ、道路運送車両の保安基準※1において、**特殊自動車は自動運行装置を備えることができない**。このため、**ロボット農機は公道走行が不可能**であり、公道走行を伴う圃場間の移動や、格納庫から圃場への移動の際には有人で運行する必要。

※1 昭和26年運輸省令第67号

- また、道路交通法※2において、特定自動運行※3の許可の対象は「人又は物の運送を目的とするもの」とされ、**農作業に伴う公道走行のために都道府県公安委員会からの許可を取得できるのか不明瞭**。

※2 昭和35年法律第105号

※3 道路において、一定の使用条件下で自動運行装置を備えている自動車を運行すること



規制改革の方向性

- 自動運行装置を備えることができる自動車として**大型特殊自動車及び小型特殊自動車を追加する旨の「道路運送車両の保安基準」の改正**その他所要の措置を講ずる。

【措置済み】

- ロボット農機が自動車に該当する場合には、上記措置を前提として**都道府県公安委員会の特定自動運行の許可を得て**、また、遠隔操作型小型車に該当する場合には都道府県公安委員会への**届出を行うことにより**、圃場間移動及び格納庫から圃場までの公道移動を含む**公道での走行が可能であることを明確化**。また、圃場間移動については、交通量が極めて少ないことが一般的である農道の短時間での横断等にとどまる場合であることを踏まえ、農家等が、ロボット農機を**最小限の負担で円滑に活用できる許可制度の運用を確保**。

【前段：令和7年度措置、後段：令和8年上期措置】

参考1 基幹的農業従事者数の推移見込み

- 基幹的農業従事者は今後20年間で約75%（111万人→30万人）減少※。



※「食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会（令和4年11月25日）」（農林水産省）（<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kensho/index.html>）及び「令和6年農業構造動態調査結果」（農林水産省）（<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukou/>）より事務局作成

参考2 ロボット農機の例

- ロボットトラクター



【出典】ヤンマーアグリジャパン株式会社から提供

地域におけるオンライン診療の更なる普及及び円滑化

離島・山間地から都市部まで多様な地域の現場において、患者本位の立場から、オンライン診療専用車両等（以下「診療車両等」という。）の実施場所・回数などの制約のない利用を実現。

現状制度による課題

○オンライン診療は、医療法自体に規定されておらず、通知で運用を拡大してきたが、解釈運用に限界あり

- ▶ 診療車両等を既存の「巡回診療」解釈で運用するも、実施回数や場所に制限があり（週1回等）、事前に都道府県に実施計画書の提出が必要など負担も大きい。
- ▶ 医師非常駐の診療所でオンライン診療を行う場合には、診療時間帯や住所の届出が必要だが、移動が前提の車両の場合の対応に課題。また、診療所開設許可の基準を車両に当てはめた場合に、構造要件などが過剰。

○オンライン診療指針上、D to P with N（オンライン診療における看護師等による診療の補助行為）は可能とされるも、診療報酬上の評価が不明確

- ▶ 再診料はD to P with Nの場合に加算があるので告示に明記される一方、注射や点滴については特に記載がなく、現場では診療報酬上の評価がされないものとして認識。

規制改革の方向性

●診療車両等について、場所・回数等の制約なく、利用可能であることを明確化（「オンライン診療受診施設」※の合理的要件を法令で明確化）

※医療法改正により今後創設予定（法案提出済） 【令和6年度検討開始等】

- ・必要最低限の設置要件（プライバシー保護、衛生管理等）
- ・設置届出における申請項目・様式・書類等の標準化
- ・D to P with Nの実施可否・内容
- ・設置者が広告可能な事項の明確化 等

※「オンライン診療のための医師非常駐の診療所」についても、面積基準不要の明確化、設置の届出様式・必要書類の標準化

●D to P with N時の診療報酬上の評価の明確化・見直し 【令和7年度措置】

- ・点滴、注射、血液検査、尿検査等の診療の補助行為 等

●各制度運用の取組事例等を公表 【令和7年度～9年度措置】

- ・具体的な場所の類型ごとの適した活用事例
- ：診療所、自宅、職場、介護事業所、学校、オンライン診療専用車両、公民館、郵便局、交通施設（駅構内を含む。）等

参考1 オンライン診療を活用した取組（市町村・医療機関）

- ▶ 院内の医師が看護師が乗る車両内の患者に、オンライン診療を実施。離島・山間地など20地域以上で展開。
- ▶ 巡回診療とする場合、実施回数・場所の制限（週1回等）や、都道府県への事前の実施計画提出が必要。



▲ 医療機器を搭載した専用車両
（出典）長崎県五島市HP

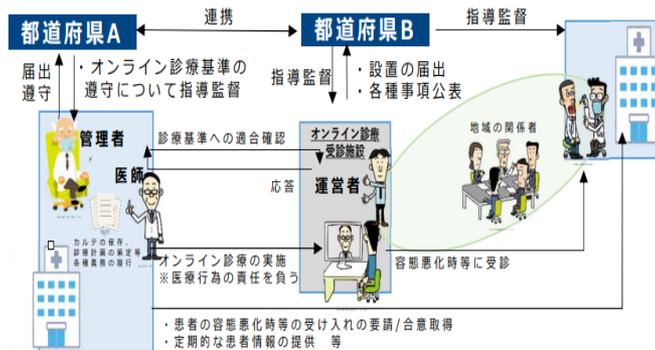
- ▶ 駅ホーム内の限られたスペースの診療所内にオンライン診療専用ブースを設置。
- ▶ オンライン診療専用ブースを単独で設置する場合の、構造設備基準等が不明確。



▶ 駅ホーム上のクリニック（JR西国分寺駅）
【出典】第4回健康・医療・介護WG（令和6年12月4日開催）資料1-4より事務局作成

参考2 オンライン診療受診施設

医療法に新制度「オンライン診療受診施設」を創設（法案提出済み）。



【出典】第115回社会保障審議会医療部会（令和7年2月26日開催）資料1を基に事務局作成

地域の病院機能の維持に資する医師の宿直体制の見直し

医師偏在や不足が深刻化する中、地域の実情に応じて必要な病院機能を維持するため、宿直の例外規定（医師から看護師への電話指示等）にオンラインによる対応が含まれる旨明確化、宿直に係る医師の確保が困難な地域や病院において、ICT技術等を活用し、複数病院の宿直対応を遠隔かつ兼務で行うことが可能となる要件等を検討。

現行制度による課題

- 病院の管理者は医師を宿直させる義務があるが（医療法第16条）、医師不足に直面する一部の病院では、宿直医師が確保できない等の理由から診療体制の縮小を余儀なくされるといった事例も存在。
- 患者の状態が安定しており、夜間の診療需要が限定的※1であり、近隣医療機関との協力体制が確保されている慢性期病院等においては、看護師による患者の状態の適切な把握の下、ICT技術の活用等により遠隔であっても医師は適切な指示（救急搬送指示を含む。）を行うことが可能な場合があるなど、地域の医療提供体制を維持する観点から、患者の安全性を確保することを前提として、一定の条件の下で、遠隔・兼務での実施も選択肢として検討すべきとの指摘。

※1 第3回健康・医療・介護WG(令和7年3月31日)で示された宿直(平日夜間)の対応状況(例)

実働数	実働数				平日数	宿直1回当たりの平均対応件数
	死亡退院	緊急入院	救急搬送	その他		
190	54	9	1	126	244	0.78

- ・ 平日夜間の宿直対応に限れば、宿直1回あたりの対応件数の平均は0.78回となっており、宿直医が常に対応を求められる状況ではない。
- ・ 死亡時の診断など医師が現場に行くことが必要な場合もあるが、カルテを確認する等によりオンコールで対応できることも多くある。

規制改革の方向性

- 地域や病院機能ごとに異なる宿直医師の実態を踏まえつつ、医療の質及び安全の確保とともに、地域の医療資源の配分の最適化及び効率化を図り、地域の実情に応じて必要な病院機能を維持する観点から、医療法（第16条）及び医療法施行規則（第9条の15の2）の規定による病院での医師の宿直義務及びその例外規定に関して、以下の措置を講ずる。

- ① 宿直医師が速やかに病院に駆け付けられる場所にいることを前提とした上で、特別な事情があって、速やかに駆け付けられない場合においても、少なくとも速やかに電話等で看護師等に診療に関する適切な指示を出せることには、オンラインによる対応を含む、電話以外の情報通信機器を用いた対応も含まれることについて明確化・周知。【令和7年措置】
- ② オンラインによる対応を含む、電話以外の情報通信機器を用いた対応やカルテ情報の共有等のICT技術を活用することで、複数の病院の宿直対応を遠隔かつ兼務で行うことが可能となる要件等※2の検討、所要の措置※（合理性に乏しいローカルルールの発生防止に留意。）。

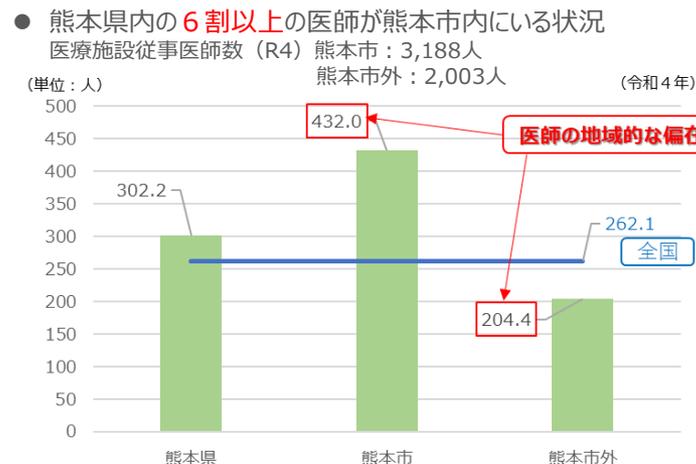
【令和7年度上期検討開始、遅くとも令和9年度結論・措置】

※2 要件の例

- ・ 入院患者の特性等により宿直する医師が常に対応が求められる状況ではない病院
- ・ 近隣医療機関との協力の下、集中治療や手術等が必要となった場合の高度な救急医療を提供する施設等への搬送等を含む緊急時対応の協力体制が確保されている病院 等

参考1

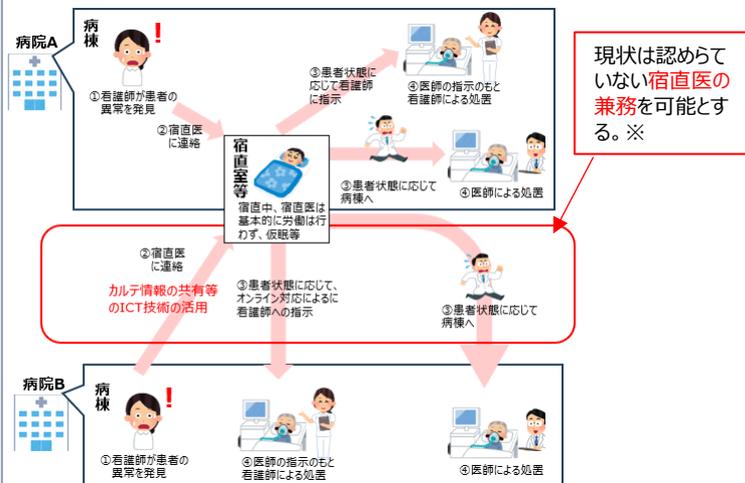
熊本県における医師の偏在状況



【出典】第12回熊本県地域医療対策協議会【資料3】を基に内閣府規制改革推進室作成

参考2

宿直体制の見直し後（イメージ）



※医療の質及び安全を確保しつつ、地域の実情に応じて、ICT技術(カルテ情報の共有等)も活用しながら、複数の病院の宿直対応を遠隔かつ兼務で行うことが可能となる要件等を検討。

認可保育所における付加的サービスの円滑化

認可保育所における付加的サービス（体操等）が全国の自治体で原則実施可能となるよう、付加的サービスとして実施可能な内容、利用者の選択による実施が可能であること等を整理・明確化。

現行制度による課題

- 平成29年の厚労省事務連絡※1で、保育所における付加的サービスは実施可能とされたものの、認可保育所が付加的サービスを上乗せ徴収によって実施する場合、①体操、体育、スポーツ、ダンス、音楽、絵画、造形、英語、文字、数等（以下「体操等」）の付加的サービスとしての該当性、②利用者の選択制による実施の可否、などが不明確※2。
- ※1 平成29年11月の規制改革推進会議答申を踏まえたもの。
- ※2 内閣府で確認した限り、実施可能な市町村は少数（実施要件まで公表は横浜市、川崎市のみ）。
- 結果として、幼稚園や認可外保育所等と比べ、認可保育所のみが良質かつ多様な保育サービスの選択肢が限定されている状況。
- 付加的サービスの実施により、「保育所を利用しない休日に児童とその家族が共に過ごす時間を多く確保できる」、「保護者の仕事と育児の両立支援につながる」との指摘。

規制改革の方向性

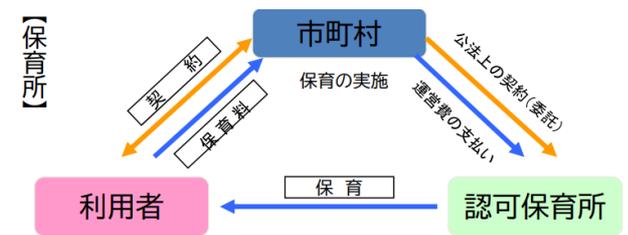
- 体操等を含め、こどもの健全な心身の発達に資する内容の付加的サービスは、認可保育所を運営する保育事業者の判断で実施可能であること※3及び留意事項※4の整理・明確化※5。
- ※3 その際、上乗せ徴収は市町村との協議が必要であるが、直接契約の場合は市町村との協議が不要であること
- ※4 保護者の選択の自由、同意、配置基準等や保育所保育指針の遵守、児童の安全管理等
- ※5 今回新たに明確化する内容は、①体操等が実施可能であること、②直接契約の場合は市町村との協議が不要であること等

【措置済み】

- 子ども・子育て支援情報公表システム（「ここdeサーチ」）の充実（施設ごとの付加的サービスの実施状況に関する公表内容の更新）【措置済み】
- 全国の市町村における付加的サービスの実態把握調査の実施・結果公表。調査結果も踏まえつつ、付加的サービスの実施の要件等の更なる整理・明確化 【令和7年度措置】

参考1

認可保育所の仕組み



【出典】子ども・子育て支援新制度の概要

市区町村より保育を認可保育所へ委託していることから、認可保育所が上乗せ徴収を行う場合は、市区町村への事前協議等を求められる。直接契約の場合は制度外の扱い。
一方、幼稚園、認証保育園等は、利用者と園との契約となるため、制限がない。

参考2

付加的サービスに関するニーズの例

- ある自治体が保護者に対し実施したアンケート調査において、私立認可保育園において約4割が上乗せ徴収（費用を支払って）でも教育・保育の質を向上させてほしいと回答。

上乗せ徴収による教育・保育の質向上の希望有無

施設種別	上乗せ徴収で教育・保育の質を向上させてほしい		上乗せ徴収で教育・保育の質を向上させてほしいとは思わない	
	割合	実数	割合	実数
私立認可保育園	40.5%	375	59.5%	552
小規模保育事業所	30.6%	11	69.4%	25

【出典】みんなと子どもすくすくアクション～港区の就学前の子どもを取り巻く環境変化等を踏まえた30の子育て支援策～令和5年（2023年）2月 港区より

公金収納を行うコンビニエンスストア等における紙の領収控の保管廃止

地方公共団体との契約にて紙の領収控の保管義務が課されるコンビニエンスストア等の公金収納代行業務について、デジタル化によるコスト削減・効率化のため、電磁的な保存・検査の実施等により、紙控えの保管を不要とするとともに、全国統一の対応でローカルルールの発生を防止。

現行制度による課題

- コンビニエンスストアでの国税や地方税といった公金収納代行取扱は年間10億件以上、金額にして13兆円に増大する中、国や地方公共団体との契約によって義務付けられる紙の領収控の輸送・保管に係るコストは人件費を含め、業界全体で年間約**24億円以上***との指摘があるなど、事業者の大きな負担。

※第1回公共WG（令和6年10月9日）資料1-1より

- ・ 地方自治法に基づく公金収納について、都道府県・指定都市・県庁所在市の91.7%*がコンビニエンスストア等に紙の領収控の保管を義務付け。地方公共団体ごとに異なる契約の内容（ローカルルールの発生）。
- ・ 一方で、地方公共団体からも「検査事務全体として業務負担が大きい」等の意見があり*、制度見直しによる行政側の負担軽減が期待される。

※総務省の実態調査（R6）による

- 国税の収納代行においては、コンビニエンスストア各社との協定書において各社本部控は、電磁的記録の活用が認められているものの、実際には地方税の収納代行と同様のオペレーション、紙の領収控の保管が行われている。

参考1 コンビニエンスストアが倉庫で保管する公金収納の紙の領収控の様子



【出典】日本パブリックアフェアーズ協会から提供

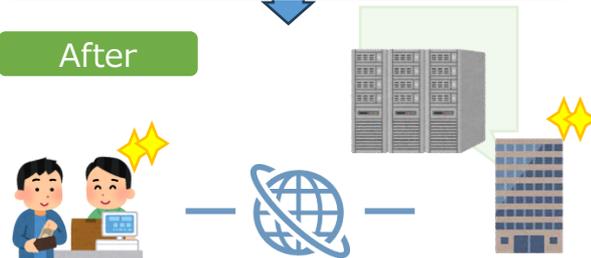
参考2 見直し後のイメージ

Before



電磁的記録の活用、ローカルルール防止

After



規制改革の方向性

- 地方自治法に基づく公金収納事務のコンビニエンスストア等への委託について、収納事務の適正性を確保しつつ、**領収控の電磁的保存やデジタル技術を用いた検査方法を検討し、標準的な委託契約書に盛り込み**、地方公共団体に利用されるよう措置（ローカルルールの防止）。

【令和7年検討・措置】

- 国税通則法に基づく国税の納付に係るコンビニエンスストア等への委託について、前段の検討・措置内容との整合性をとるよう当該委託契約の内容を見直し。

【令和7年検討、前段の検討結果を踏まえて速やかに措置】

介護保険制度の理念を尊重しつつ、介護サービスの質の確保に留意しながら、持続可能な介護サービスの提供体制を構築するため、ICTやAI等の技術の進展を踏まえつつ、既存の配置基準等にとらわれない地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となる制度及び運用の見直し等を早急に検討。

現行制度による課題

○ 高齢化や人口減少のスピードには大きな地域差※がある中、**介護サービスの需要と供給の変化にも地域差が生じている。**

※地方部では既に高齢者人口のピークを迎えて減少局面に入っている一方、都市部では今後高齢者人口が急増することが見込まれるなど。

○ こうした中、介護人材（介護職、看護師、介護支援専門員（ケアマネジャー）等）の確保ができず介護サービスの提供体制の維持が困難となる地域や、基準該当居宅サービス※を利用してもなお必要な介護人材確保が困難である地域など、既に**一部の地域では介護サービス提供体制の維持が困難となっている実態。**

※指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）で定められる、指定居宅サービスの事業に係る基準の一部を満たしていないが、所定の基準を踏まえ、都道府県が条例で定める基準を満たすと認められる事業を行う事業所により行われるサービス

規制改革の方向性

● **介護サービスの一定の質の維持を前提とした持続可能な介護サービス提供体制を構築するため、既存の配置基準等にとらわれない地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となる制度及び運用の見直し等について、以下の事項に留意しつつ検討・結論・措置。**

- ・介護サービス利用者数など需要側の状況のみならず、介護人材不足などの状況にも着目し、具体的な制度を検討。
- ・中山間・人口減少地域を先行事例としつつも、人口動態の変化なども踏まえ、対象地域を検討。
- ・介護事業者の連携・協働化や経営の大規模化等の推進に向け、地方公共団体が果たすべき役割を明確化するとともに、地域における持続的な対応策についても検討。
- ・利用者のADL（Activities of Daily Living：日常生活動作）の改善、褥瘡の発生等の状態変化（アウトカム）を重視する評価の拡充など、介護サービスの質を評価する仕組みの見直しの検討。

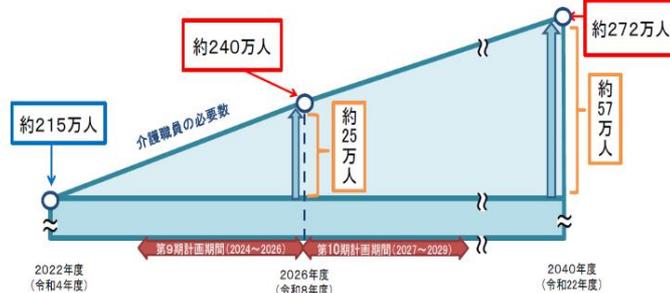
（制度・運用の見直し例（地方公共団体や介護現場等からの意見））

- ・サービス種別にかかわらず複数の事業所間での専門職等の兼務
- ・地域特性等を踏まえ、基準該当居宅サービス等の更なる活用
- ・介護支援専門員の更新研修の見直し（受講者の負担軽減等）等

【令和7年度検討開始、令和8年度までに結論を得次第、令和9年上期までに速やかに措置】

参考1 介護職員の必要数

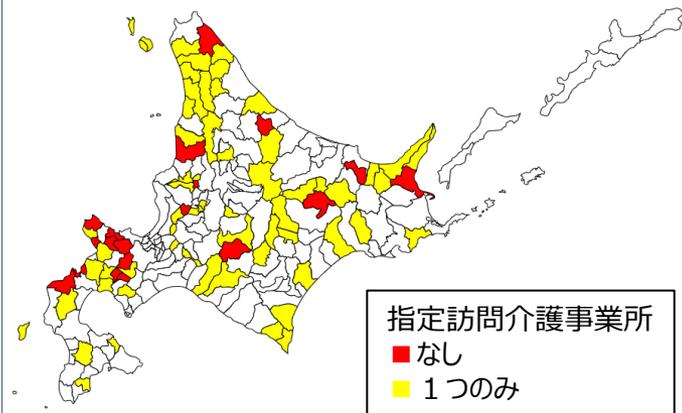
介護職員は、令和22年（2040年）に約272万人必要とされており、**令和4年比で+57万人の確保が必要**



【出典】厚生労働省HP

参考2 北海道の指定訪問介護事業所の近況

北海道では、**指定訪問介護事業所のない市町村**が出てきており、近隣市町村の協力を得なければならない状況（北海道179市町村のうち、訪問介護事業所なし：19市町村（10.6%））



【出典】北海道庁 訪問介護事業所一覧（令和7年4月30日時点）を基に規制改革推進室作成

障害福祉分野における申請・届出等に関する手続負担の軽減

障害福祉分野の申請や届出等に係る手続負担の軽減を図るため、標準様式等を法令上に位置づけて使用を原則化し、電子的にワンストップで申請・届出を可能とするシステムを整備。

現行制度による課題

○利用者数（障害者数）が増加する中、障害福祉サービス等を行う事業所※1は深刻な人手不足に直面（参考1）。

※1 施設・事業所数の例：居宅介護（21,757）、生活介護（12,363）、児童発達支援（11,004）、放課後等デイサービス（19,638）

○現状、指定申請等の手続に関して、地方公共団体によりバラツキ（様式、必要書類、提出方法等）がある状況。障害福祉サービス事業者等からは、直接利用者向き合う時間ではない指定申請・報酬請求※2に伴う手続負担の軽減を求める声。

※2 障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づくもの（こども家庭庁・厚生労働省の対応の現状）

様式・添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 自治体により様式や記載例が異なる。 必要書類が多過ぎる。 様々な提出書類に同じ基本情報の記載が必要。 	令和6年4月、標準様式及び必要書類を作成・公表
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> 現行、紙での提出であるが、メールやオンラインで提出できるようにしてほしい。 	令和6年4月、原則、電子メール等による提出とするよう事務連絡発出

【出所】厚生労働省 障害福祉分野における事業者要望専用窓口への要望提出状況（令和6年1月18日～3月12日）

○地方自治体からも、報酬改定や制度改正の都度、事業者台帳管理システムの改修が必要となり、負担となっているとの指摘

規制改革の方向性

● 障害福祉分野の手続における標準様式等を法令上に位置づけ、使用を原則化【措置済み】

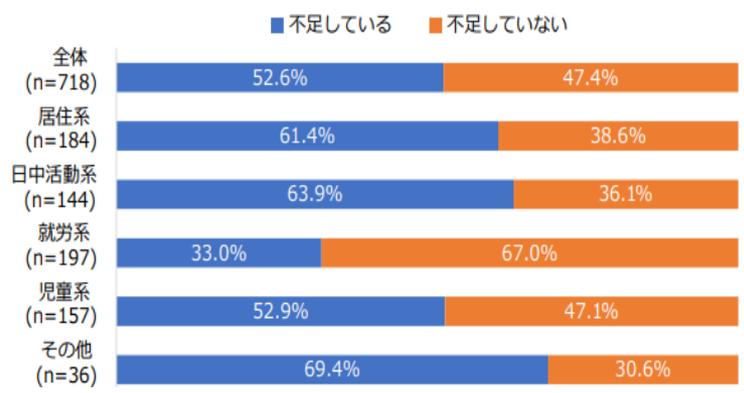
● 障害福祉分野の手続のシステム化・ワンストップ化（参考2）の検討・結論【措置済み】

● 上記の結論を踏まえた、所要の措置【令和9年度中を目途に措置】

・「電子申請・届出システム」の整備及び届出手続のワンストップ化（「事業者台帳管理システム」、「業務管理体制データ管理システム」も併せて共通化※）により、障害福祉サービス等事業者が電子的に標準様式等を用いて、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づく申請・届出を可能とする。

※国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会からの指摘を踏まえたもの

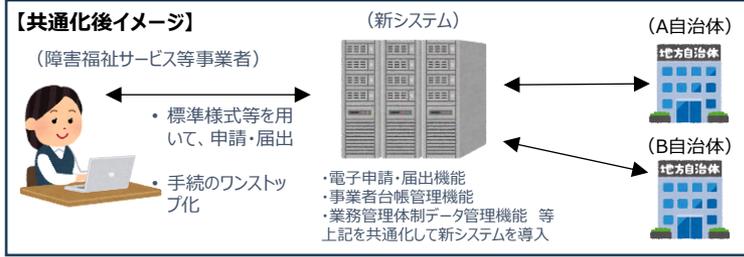
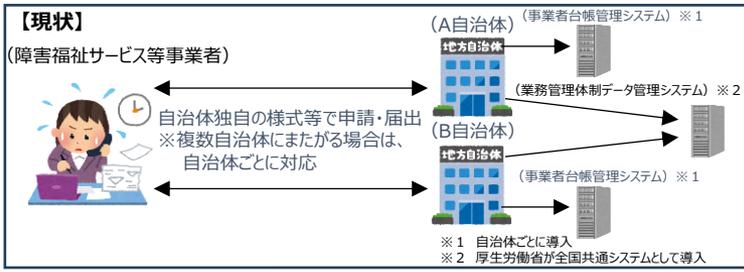
参考1 職員の充足状況（令和6年1月1日現在）



回答のあった事業所のうち52.6%が「不足している」と回答

【出典】令和6年3月29日 独立等の人材行政法人福祉医療機構 「2023年度障害福祉サービス確保に関する調査結果」

参考2 システム化・ワンストップ化のイメージ



副業・兼業の更なる円滑化に向けた環境整備

副業・兼業の更なる円滑化に向け、労働者の割増賃金の支払いに係る労働時間の通算管理や健康確保の在り方について検討するとともに、ハローワークと副業・兼業を支援する地域の関係機関（商工会議所等）との連携など、マッチング機能向上の枠組みを構築。

現行制度による課題

副業をしていない正社員のうち、副業の意向がある者は40%程度存在しているものの、現実に副業を行っている者は7%程度にとどまっているとの民間企業の調査結果も存在。

- ※パーソル総合研究所 第三回副業の実態・意識に関する定量調査（令和5年7～8月実施）による。
- 【割増賃金の支払いに係る労働時間の通算管理について】
- 労働基準法の解釈運用通達で、本業と副業・兼業先の労働時間は、それぞれの企業に通算管理の義務。
- 制度が複雑で企業側に重い負担となり、副業・兼業の許可や受入れが難しいとの指摘。

【受入れ企業で求める人材の明確化について】

- 副業・兼業の受入れ企業にとって、求める人材について、その要件や依頼する業務内容を具体的かつ明確に示すことが難しく、できていないこと等が、労働者の募集の際や採用後の定着に際して課題になっているとの声。
- 一部のハローワークでは、副業・兼業に取り組む企業への支援や、商工会議所等との連携を行っており、地方における副業・兼業の促進に向けたハローワークの役割が重要との指摘。

規制改革の方向性

- 副業・兼業における割増賃金の支払いに係る労働時間の通算管理や健康確保の在り方について、労働基準法研究会報告書※を踏まえつつ、労働政策審議会で検討し、結論を得る。当該結論を得次第、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。

※令和7年1月公表。令和6年の規制改革実施計画を踏まえて同研究会において検討が行われた結果、「労働者の健康確保のための労働時間の通算管理は維持しつつ、割増賃金の支払いについては通算を要しないよう制度改正に取り組むことが考えられる」、「副業・兼業を行う労働者の健康確保については、これまで以上に万全を尽くす必要がある」とされた。

【令和7年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

- ハローワークにおいて、副業・兼業の効果的なマッチングにつながった事例（業務内容の具体例等を含む。）を幅広く収集・整理し、周知するとともに、ハローワークにおける副業・兼業の推進に向けた優良事例を横展開する。さらに、副業・兼業を支援する地域の関係機関とハローワークとの連携など、副業・兼業のマッチング機能を向上させるための枠組みを検討し、必要な措置を講ずる。

【令和7年度措置】

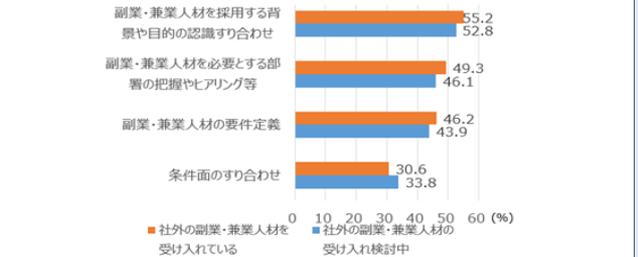
- 簡便な労働時間管理の方法（管理モデル）について、三者（労働者、本業先使用者、副業先使用者）合意を要するとの誤認が生じないよう、留意点を明確化・周知。【措置済み】

参考1 副業・兼業の実施の有無



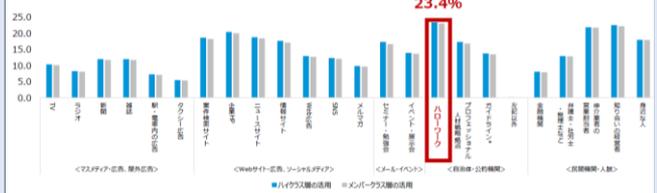
【出典】厚生労働省「副業・兼業における労働時間の通算について（労働時間通算の原則的な方法）」を基に作成

参考2 副業・兼業人材の受け入れにおける課題



【出典】株式会社リクルート「兼業・副業に関する動向調査データ集2022」を基に規制改革推進室作成

参考3 副業者・フリーランスを活用する際に参考にした情報・意見は何か



【出典】第3回働き方・人への投資WG（令和7年4月8日）パーソルキャリア株式会社提出資料

職業紹介責任者の専任規制の見直し

有料職業紹介事業者に課される、事業所ごとの職業紹介責任者の専任規制について、デジタル技術も徹底活用した上で、雇用仲介機能を最大限に発揮し、労働市場の需給マッチングの円滑化を図るため、サービスの確保を前提としつつ、複数事業所の兼任を可能とする方向で見直し。

現行制度による課題

- **有料職業紹介事業者は、職業安定法（第32条の14）及び職業安定法施行規則（第24条の6第1項）に基づき、事業所ごとに専属の職業紹介責任者を選任する義務（専任規制）が課されている。**

※職業紹介責任者が統括管理する事項：①求人者又は求職者から申出を受けた苦情の処理に関する事、②求人者の情報及び求職者の個人情報に関する事、③求人及び求職の申込みの受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導その他有料の職業紹介事業の業務の運営及び改善に関する事、④職業安定機関との連絡調整に関する事。

- **企業の人手不足感が拡大※1、また、転職市場が拡大傾向にあり※2、民間職業紹介事業者を経由した入職者数も増加傾向にあり、職業紹介機関等全体に占める割合も高まる※3など、労働市場において民間職業紹介所が果たす役割は高まっているが、現場からは、専任規制が、柔軟な人員配置や地方を含む新たな事業所の開設等の障壁となっているとの指摘※4。**

※1 正社員労働者過不足判断D.I.は、22ポイントの不足超過(2014年2月)→48ポイントの不足超過(2025年2月)に増加(2025年3月25日付厚生労働省「労働経済動向調査(産業、雇用形態、労働者の過不足状況別事業所割合)」より)。

※2 転職等希望者数は、810万人(2014年)→1000万人(2024年)に増加(2025年4月1日付総務省「労働力調査(結果の概要)」より)。

※3 (参考1)ハローワーク経由の就職件数が174万件(2008年)→146万件(2018年)に減少する一方、民間職業紹介事業者経由の就職件数は41万件(2008年)→73万件(2018年)に増加。

※4 (参考2)有料職業紹介事業者の事業所は、48%が関東、33%が東京に存在。

規制改革の方向性

- **職業紹介サービスの質の確保を前提とした上で、デジタル技術を徹底活用すること等により、一定の要件を満たす場合には、職業紹介責任者に複数事業所を兼任させることを可能とする方向で見直しを検討し、労働政策審議会で結論を得次第、速やかに必要な措置を行う。**

【令和7年度検討、同年度末を目途に結論、結論を得次第速やかに措置】

参考1

各経路別の就職件数



【出典】第1回労働市場における雇用仲介の在り方に関する研究会(令和3年1月6日)(資料4)「労働市場における雇用仲介の現状について」より抜粋

参考2

職業紹介事業者の事業所の所在地

事業所所在地	件数	比率
全国	32,356	100%
北海道東北	1,995	6%
関東	15,541	48%
(内東京)	10,769	33%
甲信越北陸	1,217	4%
東海	3,712	11%
近畿	5,567	17%
中国	1,181	4%
四国	494	2%
九州沖縄	2,642	8%
不明	7	0%

※各所在地に存在する事業所の検索結果を記載。全国分と各地域合計の差分の7社について上表では不明と表記。

【出典】第1回働き方・人への投資WG(令和7年2月14日)一般社団法人日本経済団体連合会提出資料より抜粋

高卒就職者に対する求人情報の直接提供・公開時期の前倒し等

学校あっせんによる高卒就職システムについて、求職者である高校生が十分な情報を得ることを可能とし、需給ミスマッチを緩和すべく、求人票の公開範囲・方法の柔軟化や公開時期の前倒し、校内選考の在り方の明確化を行う。

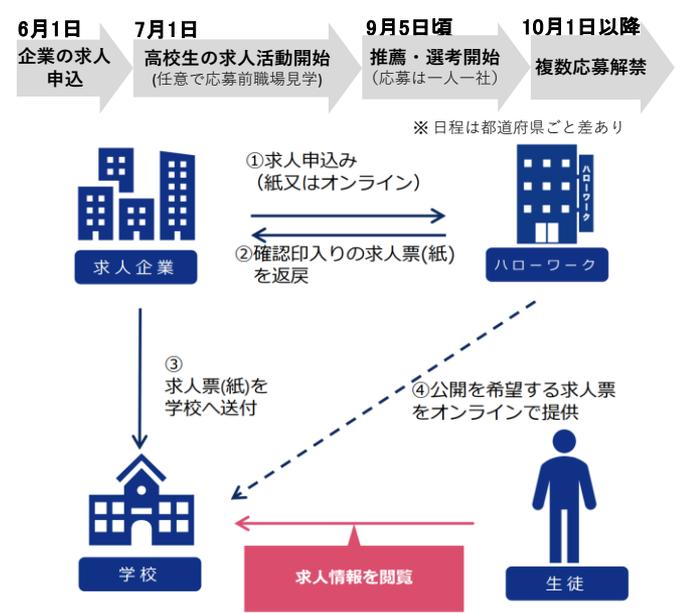
現行制度による課題

- **高卒就職者※への求人票公開を教員等が行うため、高卒就職者が十分な情報を得にくく、教員等の業務負荷が大きい。** ※高等学校卒業見込みの生徒であって、就職しようとする者
 - ・学校に届く紙媒体：約1,000～2,000枚の求人票を校内掲示・公開作業等。
 - ・高卒就職情報WEB提供サービス：ハローワークから学校教員にID等を付与、生徒は閲覧に教員の協力が必要。
※厚生労働省が運営する高校就職担当者に全国労働局管内の求人情報を提供するWebサイト
- **求人情報公開開始(毎年7/1)から求人企業への応募開始(毎年9/5頃)までの期間が短い。**
 - ・テスト期間、夏休みを含む短い検討期間では、2社以上を職場見学し比較検討することは困難。
- **校内選考により生徒の意思が妨げられ、求人企業が直接選考できる人材が少なくなる。**
 - ・同一企業への複数生徒が応募希望した際、一部学校では慣習として校内選考を行う例あり。

規制改革の方向性

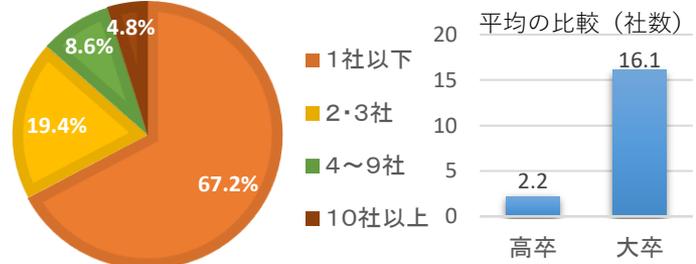
- **個人情報及び求人企業情報の適切な保護を前提に、厚生労働省が運営する高卒就職情報WEB提供サービス上の高卒就職者向けの求人情報をログインID、パスワードを設けずに広く一般公開することについて、高等学校就職問題検討会議（以下、「検討会議」）において、検討・結論。** 【令和7年度検討・結論】
- **検討会議の検討を踏まえ、民間の職業紹介事業者が求人情報提供サービスに参画できるよう、制度及びAPI連携等の情報システムの構築等について検討し、所要の措置を講ずる。** 【前段の結論を得次第検討開始、遅滞なく措置】
- **求人情報の公開時期の前倒し（例：夏休み前の7月から1～2か月）について、高等学校就職問題検討会において、検討し、必要な措置。** 【令和7年度検討・結論、結論を得次第令和8年度以降速やかに措置】
- **一部の高等学校において慣習として実施されている校内選考は必ずしも行う必要がない旨を通知等により明確化し、各教育委員会等を通じて各学校へ周知。** 【措置済み】

参考1 スケジュール、HW・学校を経由する求人票の流れ



【出典】第2回 働き方・人への投資ワーキング・グループ(令和6年11月21日)厚生労働省提出資料等を基に規制改革推進室作成

参考2 高卒就職者が求人票や企業情報を調べたり、企業の担当者から説明を聞いた社数



【出典】第2回 働き方・人への投資ワーキング・グループ(令和6年11月21日)リクルートワークス研究所・古屋星斗主任研究員提出資料を基に規制改革推進室作成

在留資格「教育」を有し、地域の小中高等学校等で外国語指導助手（ALT : Assistant Language Teacher）として語学指導を行う外国人の活躍機会を拡大し、地域における語学能力及び国際意識の向上を図るため、民間事業者に雇用されるALTに対する包括的な資格外活動許可の付与を含め、資格外活動許可の在り方の見直し等を検討。

現状の課題

- 在留資格「教育」を有し、小中高校等の教育機関でALTとして活動する外国人が、幼稚園や保育園、大学、公民館等における語学指導や国際交流体験など、在留資格「教育」に属さない活動を行う場合には、資格外活動の許可（個別許可）が必要であるが、手続負担が大きいとの声（参考3）。
- ただし、地方公共団体等に雇用されるALTは、出入国管理及び難民認定法施行規則（第19条第5項第2号）により、週28時間以内かつ定められた範囲の資格外活動であれば、包括的に資格外活動が許可（包括許可）。
- 一方、民間事業者に雇用されるALT（全体の約5割。参考2）は、個々の活動ごとの許可が必要であり、同様の活用内容であっても雇用主体によって取扱いに差異。民間事業者に雇用されるALTの活動機会を阻害することのないようにすべきとの指摘。

規制改革の方向性

- 民間事業者に雇用されるALTが行う資格外活動に対し、地方公共団体等に雇用されるALTと同様に包括許可を与えることを含め、在留資格「教育」を有する外国人に対する資格外活動許可の在り方を見直すべく検討を行い、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。

【令和7年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

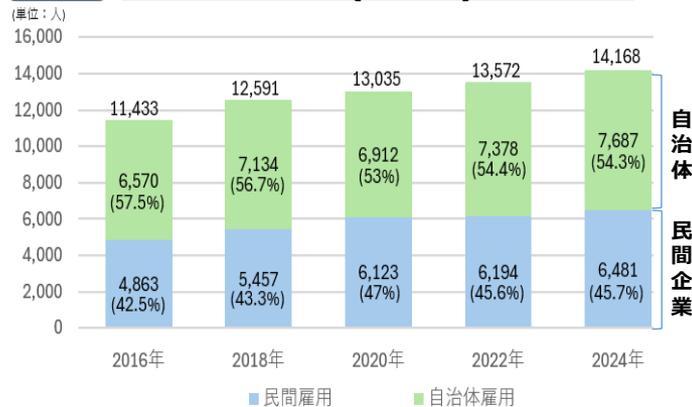
参考1

授業の補助を行うALT



【出典】総務省提供画像より引用

参考2 外国語指導助手(ALT)の人数推移



※自治体雇用にはJETプログラム経由で雇用されたALTも含む

【出典】令和7年3月4日開催・第2回働き方・人への投資ワーキング・グループ登壇者の御提供資料を基に規制室が作成

参考3

資格外活動の個別許可申請における課題

申請方法	審査期間	審査基準
<ul style="list-style-type: none"> ● <u>申請書類の準備が複雑</u>。1名のALTが複数の申請を行う場合、別紙での申請を行っているが、それぞれの職務内容・活動場所・期間・稼働時間が求められている。 ● 申請及び受領のため、<u>出入国在留管理局に向く必要がある</u>。地域によっては、出張所が遠く、待ち時間も長い場合、学校を休む必要があり、教育機会の損失となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請から許可受領までの期間は、<u>平均して2か月程度</u>を要している。 ● 審査期間中は、<u>資格外の業務を実施できない</u>ため、幼稚園や学童など依頼先からの業務をお待ちいただくか、民間企業が代替講師を用意して業務を行う必要があり、機会損失または業務負担となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 予定活動が、教育活動の範囲内か、資格外活動許可が必要な教育活動外かの明確な基準がなく、各出張所または担当官により回答が異なることがある。 ● 事前判断がつかない場合、申請書類を確認して判断するとの回答を得ることがあるが、出入国在留管理局の業務負担増を招いている。

【出典】令和7年3月4日開催・第2回働き方・人への投資ワーキング・グループ・株式会社リンク・インタラク御提供資料より引用

水道スマートメーターの導入促進により、水道インフラ維持管理の効率化、データ利活用による生活・産業の質の向上に資する水道DXを推進するため、①水道メーターの検定有効期間（現行法令では一律8年）の見直し、②水道データの利活用のルールの明確化等の措置を講ずる。

現行制度による課題

- 水道スマートメーター（通信機能を備えた水道メーター）は、検診値や栓の開閉等のデータの遠隔送信等により、地方における**検針員等の検診・料金徴収に係る負担の緩和や人員の確保、迅速かつ正確な漏水管理、災害時の被災者の状況把握を含めた住民の見守り等**に効果が期待※。
※アイロン・ジャパン株式会社等によると、水道スマートメーターの普及率は、海外では北米で7割、欧州で4割など普及が進む一方、我が国では1%未満。
- 一方で、費用が通信機能のない**従来型の羽根車式メーターの3倍程度**との試算もあるなど、**導入時の費用が高額**との指摘があり、導入促進のためには費用対効果の改善が重要。
- この点、計量法施行令（平成5年政令第329号）では、**水道メーターの検定有効期間は、メーターの構造にかかわらず一律8年**と定められていることが、初期費用が高額な水道スマートメーターの導入促進を阻害しているとの指摘（参考1、2）。
- また、水道スマートメーターにより捕捉した**データの利活用**について、**個人情報**の取扱いや**他分野の情報との連携等**について**明確なルールが整備されておらず**、今後の社会実装に当たっての課題となっているとの指摘。

規制改革の方向性

- 計量法施行令により一律8年と定められている水道メーターの検定有効期間について、**水道メーターの構造（羽根車式、電磁式、超音波式）それぞれの特性に応じて検定有効期間の見直しに必要な技術的検証**（海外で認められたデータやストレステスト等の手法を用いることも検討）を行い、**審議会での結論を得次第、当該結論に応じて速やかに必要な措置を講ずる。**
【令和7年度技術的検証に着手、9年度末までに順次結論、結論を得次第速やかに措置】
- 計量法（平成4年法律第51号）により全数検査が義務付けられている特定計量器に係る検定及び再検定について、海外での事例も調査した上で、**サンプリング検査の導入について検討。**
【令和8年度末までに結論、結論を得次第速やかに措置】
- 水道スマートメーターにより取得したデータについて、その**利用目的や効果、データの仕様**（取得方法、項目、更新頻度等）、**データの目的外利用に係る同意取得や個人情報の取扱い、他分野におけるデータとの連携等**について、実証を実施している水道事業者や関係団体に調査し、データ利活用に関する専門家も含めた**有識者会議において検討し**、結論を得た上で、水道事業者や第三者が**データの利活用を簡素かつ容易に行えるよう、データの取扱いに係るガイドラインや事例集の作成を含め必要な措置を講ずる。**
【令和7年度検討・結論・措置】

参考1 水道メーターの法定取替周期

国・地域	法定取替周期
日本	8年
フランス	9~15年(要件を満たす場合7年延長)
スペイン	12年(要件を満たす場合5年延長)
ポルトガル	12年
イタリア	10年(機械式メーター、羽根車式等) 13年(静止型メーター、超音波式・電磁式等)
米国 ウイスコンシン州	20年

【出典】令和7年2月7日開催・第1回スタートアップ・イノベーション促進ワーキンググループ・アイロン・ジャパン株式会社御提出資料より引用

参考2 水道メーターの種類について

羽根車式

構造

機械式可動部あり（摩擦する）

電磁式

構造

機械式可動部なし（電子式）

超音波式

構造

機械式可動部なし（電子式）

【出典】公益社団法人日本水道協会

地方の宅地建物取引業者（以下「宅建業者」）数が減少する中、不動産取引業務の効率化・生産性向上を図るため、①宅建業者・依頼者間の媒介契約のデジタル完結を阻害する自治体手続の見直し、②重要事項説明における宅地建物取引士（以下「宅建士」）の説明を補助するA Iサービスの活用に係る具体例等の明確化。

現行制度による課題

- 不動産取引の担い手となる宅建業者の数は、全国では増加しているものの、**地方を中心に半数近くの都道府県で減少**（参考1）。人手不足対応、生産性向上が喫緊の課題。
- 宅建業者が重要事項説明※1等のために行う物件調査の手続（参考2③-2）では、**固定資産課税台帳の閲覧又は評価証明書の取得が必要**であるが、地方公共団体では、当該閲覧等の許可のために依頼者（建物等の売主）からの委任の有無等を確認する際、**国の通知等を理由に※2、電子媒介契約書（参考2①-1）の利用※3を認めず、書面で締結し、又は作成された媒介契約書又は委任状の提出を求めるケースが散見**。宅建業者に電子媒介契約書の締結意欲を減退させる要因になっているとの指摘。
 - ※1 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条により、宅建業者に義務付けられている。
 - ※2 総務省課長通知において、市町村が電子媒介契約書による確認を実施する体制を有していない場合は別途委任状が必要である旨が示されている。
 - ※3 令和4年5月、改正宅地建物取引業法により、不動産取引に係る書面電子化が可能に（国交省アンケートによると、令和6年度時点で、書面電子化実績がある宅建業者は回答者の9%、実績はないが導入済みを含めると27%）。
- また、重要事項説明は、準備のほか、説明に2時間程度を要し、宅建士の負担が大きく、地方部で人材が不足する中で対応が困難との声。**デジタル・A I 技術活用による効率化等が期待される一方、活用が宅地建物取引法上許容されるのか取扱いが不明確との指摘**。

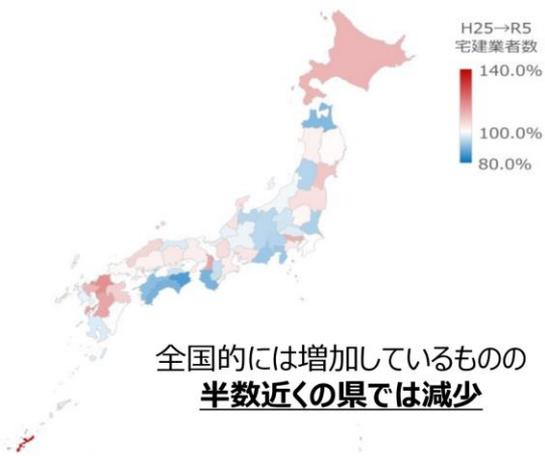
規制改革の方向性

- 総務省及び国土交通省は、重要事項説明書の作成に必要な固定資産課税台帳の閲覧や評価証明書の取得の際に**電子媒介契約書の一層の活用が可能**となるよう、地方公共団体において**特別なシステムや新たな体制の整備を行わずとも簡便に電子媒介契約書を確認できる具体的な方法について検討し、通知の見直し又は補足**を行い、地方公共団体に周知。
【令和7年度措置】
- 国土交通省は、重要事項説明に関する業務において、デジタルやA I等の技術による適切な補助ツールを活用することで、宅建士の負担軽減等が図られることが期待される旨を周知。
【令和7年度措置】
- 国土交通省は、書類作成や読み上げ等、重要事項説明に必要な**各業務の場面ごとに、デジタルやA I技術を用いたサービスが活用され、又は当該サービスの活用が見込まれる具体例や活用方法、活用当たりの前提や注意すべき留意点等について検討・整理**を行い、可能なものから速やかに明確化し、公表。
【令和7年度検討開始、結論を得次第可能なものから速やかに措置】

【令和7年度検討開始、結論を得次第可能なものから速やかに措置】

参考1 宅建業者数 増減状況

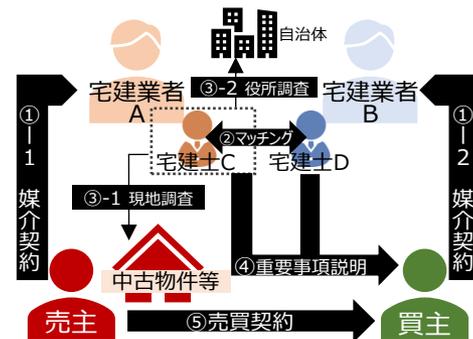
○ 都道府県別（知事免許） ※平成25年度→令和5年度



【出典】国土交通省第42回社会資本整備審議会産業分科会不動産部会 資料から引用

参考2 不動産売買仲介の流れ

※本件に関連する内容を簡略化したもの



【出典】内閣府規制改革推進室作成

公的データベース等における医療等データの利活用法制等の整備

約290億件のレセプトデータを格納するNDB※等12の公的データベース（DB）など膨大な医療等データについて、医学研究や創薬上期待が大きい仮名化情報の利用を可能とするとともに、DB間の連結解析を可能にする。あわせて、研究者等の高度な解析を円滑・迅速に可能とする解析環境等を整備。

※高齢者の医療の確保に関する法律に基づく匿名医療保険等関連情報データベース

現行制度上の医療等データに関する課題

○データの質

現行制度上、研究者等に提供可能なデータは匿名化情報※のみであり、医学研究や製薬への活用は限定的。一方、期待が大きい仮名化情報（氏名等のみを削除・置換）の利用には個人情報保護法上本人同意が必要（事実上利用困難）。

※検査値等から特異な値や記述が削除・変更された情報（精緻な分析は困難）。

○データの解析環境・提供体制

NDB、介護DBなど各公的DBの利用には、匿名化情報であってもDBごとの申請・審査を要し、煩雑。データ解析も一元的なDB全体のクラウド解析環境がなく、利用者ごとに解析環境を整備する必要があり負担大。DB間の仮名化情報の連結解析も不可。

○全国がん登録DBの情報特有の課題

国のがんDBから病院に提供される自院がん患者の予後情報（生存期間、死因情報等）はがん研究上、治療効果等の評価に重要であるが、病院等から研究者など第三者には提供不可。

規制改革の方向性

【令和7年結論、結論を得次第速やかに措置】

- 公的DB等（12のDB※¹）の医療等データについて、以下の措置を講ずる※²。
 - ※1 NDB、介護DB、DPCDB、予防接種DB、障害福祉DB、全国がん登録DB、難病DB、小慢DB、iDB、電子カルテ情報DB、自治体検診DB、次世代医療基盤法に基づく認定事業者DB
 - ※2 令和5年規制改革実施計画等に基づき、関係省庁が医療等データに関する特別法の制定を含め今後とも所要の検討を行っていくことを前提とする第一段階の取組として位置付け
- ① 一定のプライバシー保護策を講じた上で、仮名化情報の利用、DBを超えた※連結解析を可能とする（令和7年通常国会へ各根拠法の改正法案を提出）。
 - ※対象は構築予定の電子カルテ情報DB、自治体健診DBや、次世代医療基盤法に基づく認定事業者DBを含む
- ② ①を実現するため、プライバシー保護を徹底し、かつ、円滑・迅速な利用・解析をワンストップで可能とするための情報連携基盤を新たにクラウド上に構築（リモートアクセス、解析ソフトウェア等の持ち込み等）。利用申請・審査等もワンストップで行う体制を整備※。
 - ※この結果、研究者等による実際のデータ解析開始は、データ加工等を要する場合でも申請から数ヶ月以内（利用者側の都合に要した期間は除く。）で可能となる見込み
- ③ 非営利ではない製薬企業等の調査、研究・開発等も可能とする。
- 医療機関から第三者（医学研究者）に対し、自院患者データ（検査値等）に全国がん登録DB上の当該患者データ（生存期間、死因情報等）を付加した提供の実現※。
 - ※「全国がん登録 情報の利用マニュアル」（令和7年4月）の整備により、まず生存期間等が把握可能に

参考1 仮名化情報の提供・連結解析可能化

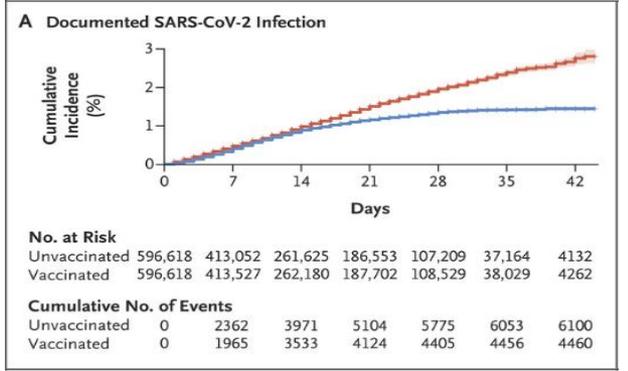
本人同意不要での仮名化情報の利用・提供を可能とすることで、医薬品・ワクチン開発等に重要な、希少疾患・難病等を対象とする分析や長期的な追跡の実施が可能に。

	元データ	匿名化	仮名化
氏名	厚労花子	-	-
被保険者番号	12345...	-	-
住所	〇県×市▲町1-1	〇県×市	〇県×市
年齢（歳）	74歳	70代	74歳
体重（kg）	59.1	56-60	59.1
収縮期血圧（mmHg）	211	201以上	211
病名	すいとうさいぼうしよ 膵島細胞症 (希少疾患)	その他	すいとうさいぼうしよ 膵島細胞症 (希少疾患)
⋮	⋮	⋮	⋮

【出典】第1回健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報の二次利用に関するWG（令和5年11月13日開催）資料を基に内閣府規制改革推進室作成

参考2 海外の医療データの活用例

全人口を完全にカバーする医療データインフラを有するイスラエルでは、新型コロナワクチンの初回投与からわずか2か月で120万人規模の接種効果を論文化。政策や医薬品開発の重要な判断根拠に。



【出典】Noa Dagan他「BNT162b2 mRNA Covid-19 Vaccine in a Nationwide Mass Vaccination Setting」(the NEW ENGLAND JOURNAL of MEDICINE, 2021)

医療等データの包括的かつ横断的な利活用法制等の整備

国民の健康増進、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）、次の感染症危機への対応力の強化等につなげるため、公的データのみならず、民間事業者等の様々な主体が保有するデータも含め、医療等データの包括的かつ横断的な利活用に関する法制度・運用や情報連携基盤等を整備。

現行制度による課題

- N D B（約290億件のレセプトデータを格納）を始め、公的な医療等データの二次利用（医学研究や創薬等を目的）については、仮名化情報の利用やデータベース（DB）間の連結解析を可能にするなど、一定程度検討・取組等が進捗。※令和7年通常国会に各根拠法の改正法案を提出
- 一方、令和5年6月の規制改革実施計画等に基づく、医療等データに関する特別法の制定や個人情報保護法の制度・運用の見直しを含め、公的データのみならず、民間事業者、医療機関、学会、独立行政法人等の様々な主体が保有するデータを含む医療等データの一次利用（本人の治療等を目的）及び二次利用に関する包括的かつ横断的な法制度・運用の整備、情報連携基盤の構築等の検討は必ずしも進んでいない状況。

規制改革の方向性

① 法制度

- E UのEHDS（European Health Data Space規則。2025年3月発効。）の内容・状況も参考にしつつ、我が国における医療等データの利活用（一次利用及び二次利用）に関する基本理念や包括的・体系的な制度枠組み、情報連携基盤の在り方を含む全体像（グランドデザイン）を明確化。本人同意を不要とするデータ及び利用主体の範囲、利用目的、民間事業者等からデータを収集し利活用する仕組みの在り方等の措置内容の具体化。
【令和7年度上期検討着手、令和8年夏結論等】
— 上記結論を踏まえ、必要に応じて令和9年通常国会への法案の提出を目指すことも含め、速やかに法令上の措置
- 個人情報保護法について、本人同意取得規制の在り方と必要なガバナンスの在り方、同法の確実な遵守を担保するために必要とされる事後的な規律を一体的に整備すること等を検討し、結論を得次第、速やかに同法の改正法案を国会に提出。
【引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置】

② 情報連携基盤

- 民間事業者等が保有するデータベース等も対象に含めることを想定しつつ、一次利用及び二次利用の全体最適の観点から、①と統合的な情報連携基盤の在り方の具体化。

③ データ利活用の審査・監督体制

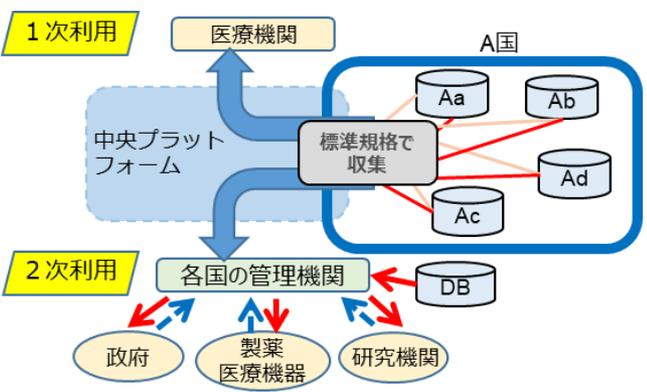
- 審査の適正性及び利用者の利便性を考慮しつつ、EHDS等を参考に、個々のデータ提供の審査及びその提供方法の整合性を担保する効果的なガバナンスの構築。

参考1 包括的かつ横断的な利活用法制等の整備

検討が必要となる事項（一例）	
法制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人同意を不要とするデータ及び利用主体の範囲 ・ （公益性があると判断される）利用目的の範囲 ・ 民間事業者等に対し、一定の強制力や強いインセンティブを持ってデータ収集し利活用できる仕組みの在り方
情報連携基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者等との連結解析を可能とする仕組みや、クラウド環境等の整備 ・ データベース間連携の際のデータ間の突合手段（被保険者等記号・番号やマイナンバーの活用等を含むデータ連携のためのID） ・ 電子カルテ情報共有サービスのデータ拡充、国際整合性の確保、国際連携を見越した規格標準化
利用審査・監督体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査の適正性及び利用者の利便性の観点を考慮した、利用申請に対する審査及び利活用の監督体制

参考2 EUのEHDSが制定

EUにおいては、民間事業者等が保有するデータを含むEU全域（4億4千万人分）をカバーするデータ利活用制度（EHDS）が2025年3月に成立。



【出典】第3回健康・医療・介護ワーキング・グループ（令和7年3月31日）資料1-1-1を基に事務局作成

治験に係る広告規制の見直し

患者等の治験に係る情報へのアクセス向上及び国際整合のとれた薬事規制を実現するため、現行では「治験に係る情報提供を求める者」のみに限定されている製薬企業等が行う治験の情報提供について、治験に係る広告規制を見直し。

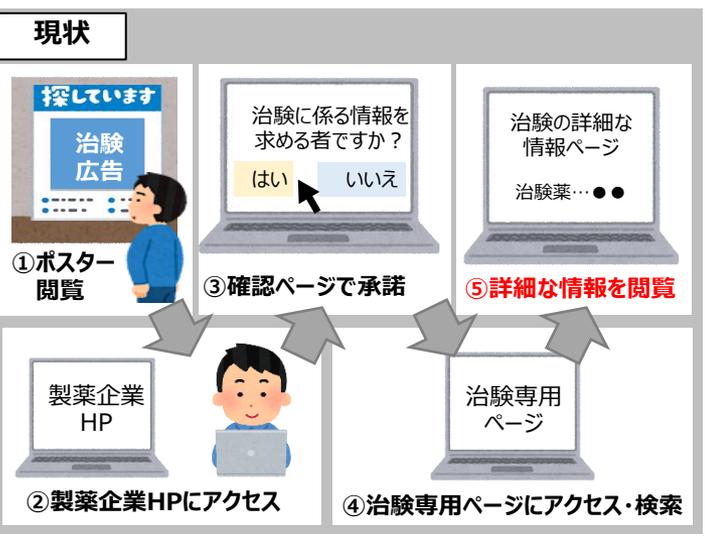
現行制度による課題

- 承認前の医薬品等に係る広告は薬機法※1（第68条）により一律に禁止されているが、厚労省通知により、製薬企業等が行う治験に係る情報については、j R C T※2に掲載されている範囲内であり、「治験に係る情報を求める者のみに対して情報提供」を行う場合には、「広告」には該当せず、情報提供が可能。
※1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）
※2 Japan Registry of Clinical Trials（臨床研究等提出・公開システム）
- 一方で、「治験に係る情報を求める者」の該当性の具体的な基準等が示されておらず、製薬企業等は広告規制に抵触することを避けるため過度に情報発信を控えており、結果として、治験に係る情報を求めるがん患者等が情報を得にくい状況。このことがドラッグ・ラグ／ドラッグ・ロス※3の背景になっているとの指摘も。
※3 ドラッグ・ラグは、欧米では承認済だが日本では未承認の医薬品が発生している事象。
ドラッグ・ロスは、そのうち特に日本での開発が着手されていないもの。
- さらに、情報提供を「治験に係る情報を求める者」のみに限定していることは、我が国独自の規制であり、国際整合のとれた規制に見直す必要があるとの指摘。

規制改革の方向性

- 患者等が、j R C Tに掲載されているなど信頼性の高い治験に係る情報に円滑にアクセスすることを可能とするため、現行の治験に係る広告規制を見直し
 - 治験広告に掲載された二次元コード等から治験薬の名称等を含むウェブサイトへアクセスすることを可能とする
 - 厚労省通知における「治験に係る情報を求める者のみに対して情報提供」を行うとの制限の撤廃、当該情報提供の該当性の明確な基準やQ&A等の周知 等【令和7年度検討・結論・措置】
- 患者等が、j R C Tにおいて疾患に即した治験に係る情報を容易に検索・閲覧することを可能とするため、j R C Tのシステムを改修（患者等の閲覧ニーズが高い情報（実施医療機関、同意説明文書、レイサマリー※4等）の掲載箇所等の新設、検索システムの見直しによる検索精度の向上等）
※4 治験の内容や結果を患者等が読んで理解できるように作成されたもの。
【令和7年度中を目途に措置】
- 疾病名、疾病部位など一定の患者情報に基づき、患者が被験者となり得る治験に係る情報について、プッシュ型で患者等に情報提供を可能とする方策の検討・結論・措置
【令和7年度上期検討開始、8年上期結論、結論を得次第速やかに措置】

参考 規制改革のイメージ図 (治験広告（ポスター）から詳細な情報を得るまでの例)



スタートアップへの資金供給手段の拡大

スタートアップの成長促進に向けて、エクイティ性の資金のみならず、地域金融機関やフィンテック事業者等による融資等の債務性の資金（いわゆるベンチャーデット）の調達手法の活用を拡大するため、新株予約権付融資に係る利息該当性や価格算定等の明確化、ノンバンク（注）による社債を原資とする融資の拡大に向けた環境を整備。

（注）預金業務を行わない貸金業法に基づいて設立された金融機関であり、フィンテック系のスタートアップも含む。

現行制度による課題

<新株予約権付融資>

- 欧米のスタートアップの資金調達では、新株予約権付融資※が活用されているが、我が国では、新株予約権が、上限金利を定める**利息制限法及び出資法における利息に該当するかどうか**が**不明確**であり、その**標準的な価格算定方法も定まっておらず**、銀行等が実施に踏み切りにくい状況（地銀の多くは様子見の段階）（参考1）。地方を含むスタートアップに対する資金供給を拡大するため、これらを明確化すべきとの指摘。

※融資と新株予約権の付与を組み合わせた資金調達手法。

<社債を原資とする融資>

- フィンテック事業者等のノンバンクが、AIを活用したリスク評価や迅速な審査など新たな審査手法を用いて融資を行う場合（参考2）には、ノンバンク社債法※（第6条第1項第2号）及び同法施行令（第4条）により、**資本金又は出資の額が10億円以上との要件**を満たす必要。ノンバンク自体がスタートアップの場合は当該要件を満たすことが困難であるため、資金調達が十分にできず、スタートアップへの融資を断念する場合があるとの指摘。

※金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成11年法律第32号）

規制改革の方向性

- 民間事業者団体が設置予定の検討会に参加し、**新株予約権付融資における新株予約権の利息該当性や価格算定等の明確化に資するよう**、法令解釈に係る意見、助言、情報提供その他の協力を行う。

【令和7年度措置】

- 貸手企業と借手企業が直面する**融資等に係る課題について調査を行うとともに**、調査結果を踏まえて明らかになった課題に対する**対応策を検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる**。その際、**ノンバンク社債法に基づく資本金10億円以上との登録要件の見直しの要否についても検討を行う**。

【令和7年調査・検討開始、結論を得次第可能なものから速やかに措置】

参考1 スタートアップ向け融資金額の推移



【出典】規制改革推進会議 全国銀行協会提出資料より引用

参考2 ノンバンクがスタートアップに融資をする意義

素早く柔軟にスタートアップの深いリスクを判断して融資することは従来の銀行の得意とするところではなく、業態としてより柔軟な運営が可能なノンバンクがテクノロジーを駆使して融資をする意義はある。

柔軟性

- ・ノンバンクは銀行と比べ比較的柔軟な審査基準やスタートアップに合わせた与信モデルを特化して作りやすい
- ・銀行と比べ融資基準に対する規制はゆるやかであり、リスクを柔軟に取りやすい

スピード

- ・スタートアップが求めるスピード感は「●か月」ではなく「●日」の水準であり、素早い意思決定が求められる
- ・財務専任の人材（CFO等）がまだ不在である場合に、複数の銀行と数か月間のやりとりをするのは負荷が高い

テクノロジー

- ・銀行と比べ、融資審査にAIをはじめとした先進的な手法を取り入れやすく、デジタルでのデータ提供に慣れているスタートアップと相性が良い
- ・銀行にとってはまだスタートアップ融資は規模として小さく、大規模なシステム投資に見合わない

【出典】規制改革推進会議 (株)Fivot御提出資料より引用

株式対価M&Aの活性化に向けた会社法の見直し

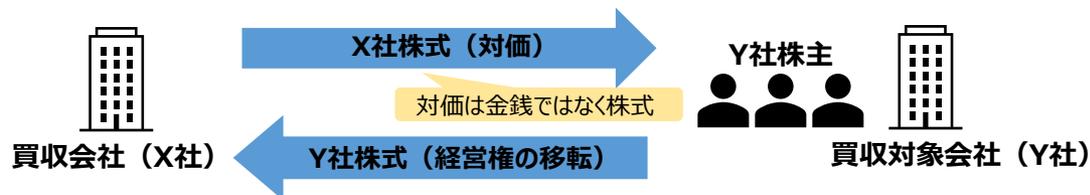
我が国企業による海外企業に対するM&Aの手法の多様化やスタートアップのエグジットの多様化を図る観点から、株式対価M&A（M&Aにおける対価として現金ではなく株式を利用）について※、米国LLC等の持分会社の買収を可能とするとともに、子会社株式の追加取得を可能とするよう見直し（会社法の改正） ※外国企業等の買収を可能とするこの検討は令和6年6月の規制改革実施計画で決定済。

現状と課題

- 株式対価M&Aは、買収会社が自社株式を対価にして買収対象会社の株式を取得し、経営支配権を獲得する方法。
- 買収会社は、買収対価を株式にすることで、手元の現金に頼る必要がなくなる。

主なメリット

- スタートアップ等が手元の現金を自社のため（研究開発費等）に確保しつつ、企業買収に挑める可能性。
- 株式の保有を通じて買収会社・買収対象会社の関係がM&A後も継続し、協業シナジーが生まれる可能性。



- しかし、会社法上の株式対価M&Aの一類型である株式交付について、①外国会社を買収する場合には活用できないなど活用範囲が狭い、また、②対価に株式と現金を組み合わせる場合に過剰な手続負担が課されている点で使い勝手が悪いといった指摘がある。

規制改革の方向性

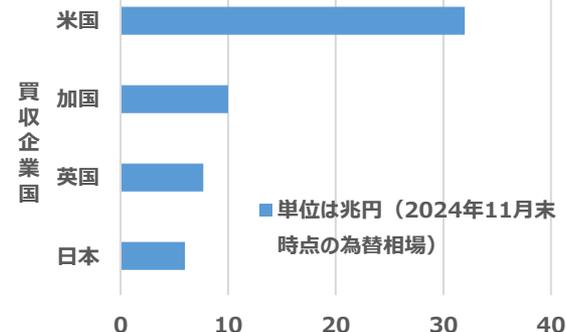
- 以下①～③等の会社法の改正を検討し、法制審議会への諮問。【措置済み】
- 法制審議会において、以下①～③等の会社法の改正を検討し、結論を得て、速やかに必要な法案を国会に提出。

【令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論、結論を得次第速やかに措置】

- ①米国のLLCなどの持分会社を含め外国会社の買収を可能とすること
- ②子会社株式の追加取得も株式交付の対象とすること
- ③株式交付のための買収会社での株主総会決議を不要とする要件を緩和すること

参考

各国企業の外国会社の買収総額（2023年）



【出典】2024年版ジェトロ世界貿易投資報告を元に事務局作成

バーチャルオンリー株主総会の活用に向けた環境整備

場所の定めなくオンラインのみで開催するバーチャルオンリー（VO）株主総会の開催を容易にし、デジタル技術を活用して、地方など遠隔の居住者を含む株主が出席しやすい株主総会を実現するため、法制審議会での検討を経て、会社法を改正。

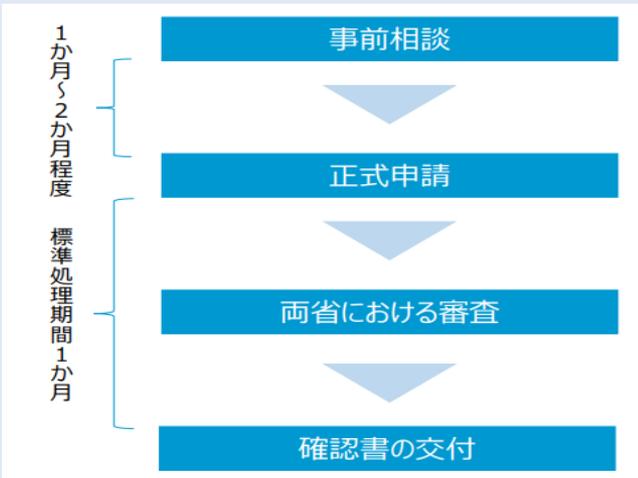
現行制度による課題

- 場所の定めなくオンラインのみで開催するVO株主総会は、地方など遠隔の居住者を含む株主による株主総会への参加を容易にするもの。米国では一般的※。
※米国ではオンラインで開催する株主総会の97%がVO株主総会であり、ダウ平均株価構成銘柄30社中26社がVO株主総会を開催
 - 我が国では、産業競争力強化法の規定により、会社法の特例として、上場会社ではVO株主総会を実施可能であるが（参考1）、**経済産業大臣及び法務大臣の確認（最大3か月必要）並びに定款への定め（株主の2/3による特別決議）**が必要など、導入に必要な手続負担が重いと指摘。また、**通信障害発生時の決議の効力や議事進行を妨害する株主への対応等**にも懸念の声。
- 結果として、VO株主総会を可能とする定款変更議案を総会で決議した株式会社は、上場企業の約459社（上場企業3,975社のうち11.5%）であり、実際にVO株主総会を開催した会社数は70社（同1.8%）にとどまる（R6.12.31現在）（参考2）。

規制改革の方向性

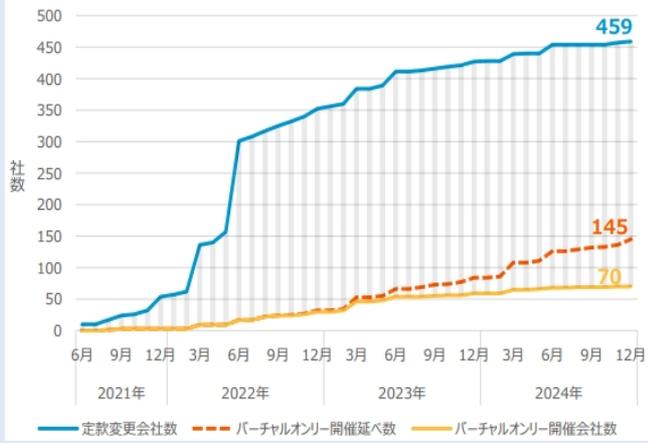
- 法務省は、VO株主総会の開催を容易にし、デジタル技術を活用して、地方など遠隔の居住者を含む株主が出席しやすい株主総会を実現するため、
 - ・ 以下①～③を含む**会社法の改正を検討し、法制審議会へ諮問。**
- 【措置済み】**
- ・ 法制審議会において、以下①～③を含む会社法の改正を検討し、結論を得て、速やかに必要な法案を国会に提出。
- 【令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論、結論を得次第速やかに措置】**
- ① 経済産業大臣及び法務大臣の確認並びに定款の定めを不要とすること。
 - ② 株式会社の責任によらない通信障害により株主総会決議の効力が影響を受けないようにすること。
 - ③ 株主による議事進行の妨害を防止するための規定を設けること。
- 法務省は、株式会社が講ずべき通信障害対策、議事進行を妨害する株主に対して議長が執り得る措置等、VO株主総会の実施に当たり論点となる事項に関する解釈を明確化するため、**会社法の改正と併せて、必要に応じて経済産業省と連携しつつ、所要の措置を講ずる。**
- 【令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論、結論を得次第速やかに措置】**

参考1 経済産業大臣及び法務大臣の確認の流れ



【出典】経済産業省「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会 制度説明資料」
※ 標準処理期間につき、産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令（令和3年法務省・経済産業省令第1号）第2条第7項

参考2 VO株主総会開催・定款変更の推移



【出典】経済産業省「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会 制度説明資料」

バーチャルオンリー社債権者集会の実現

社債権者集会の効率化・円滑化を図り、相対的に信用リスクの高い会社の社債発行促進も含めた社債市場を活性化するため、現行法では認められていない、場所の定めのないオンラインのみで開催するバーチャルオンリー（VO）社債権者集会の実施を可能とすべく、法制審議会の検討を経て、会社法を改正。

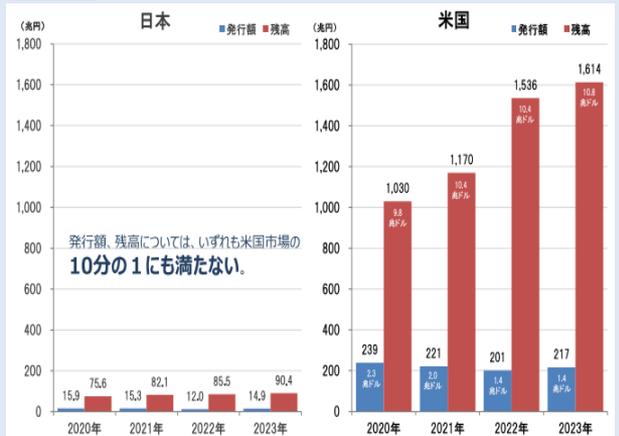
現行制度による課題

- 信用リスクの高い企業が社債発行する場合、発行会社に一定の義務※を課し、発行会社が義務に違反した場合に繰上償還などを求める必要があるが、その際に支払い猶予を認めるなどの柔軟な対応を行うには社債権者集会の決議が必要。
※コベナンツ条項。例えば、事業の廃止などの社債権者の投資判断に重大な影響を及ぼす事象が生じた場合に、発行会社が社債権者に対し報告を行う義務など。
 - 一方で、現行の会社法上では、場所の定めのないオンラインのみによるVO社債権者集会は認められておらず、機動的に社債権者集会を開催できないため、信用リスクの高い会社による社債発行が進まない一因となっているとの指摘。
- ➔ 結果として、我が国の社債発行額は米国の10分の1未満（参考1）、9割以上が信用格付けA格以上（参考2）。上場企業でも1割強（400～500社）しか発行しておらず、裾野を拡大する余地。
- ※米国では発行額の2割程度がBB格以下の非投資適格の社債。日本ではBBB格の社債でも発行額は2%程度にとどまる。

規制改革の方向性

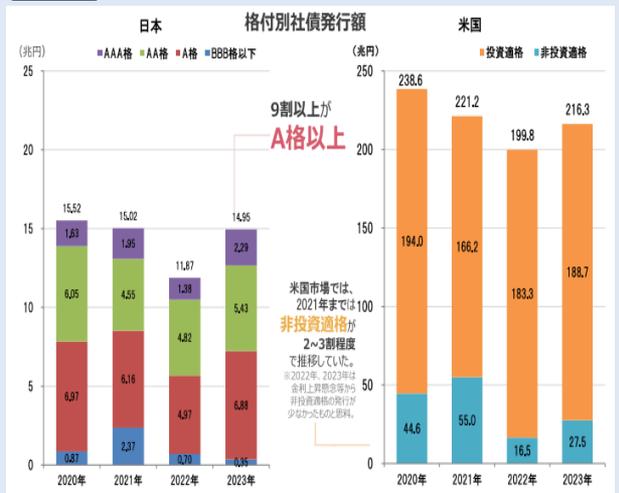
- VO社債権者集会の実施が可能となるよう、
 - ・ 以下①～③を含む会社法等の改正を検討し、法制審議会へ諮問。【措置済み】
 - ・ 法制審議会において、以下①～③を含む会社法等の改正を検討し、結論を得て、速やかに必要な法案を国会に提出。
【令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論、結論を得次第速やかに措置】
- ① 会社法改正前に募集された社債についても、改正後の会社法におけるVO社債権者集会の実施要件を満たしたものと扱うための規定又は経過措置を設けること
- ② 通信障害により社債権者集会の効力が影響を受けないよう必要な規定を設けること
- ③ 電磁的方法による証明など簡易かつ迅速な方法で社債権者であることの証明を可能とすること

参考1 日米比較（社債発行額・残高）



【出典】日本証券業協会「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」報告書

参考2 日米比較（格付別発行額）



【出典】日本証券業協会「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」報告書

持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に向けた株式会社と株主との建設的かつ実効的な対話の促進

持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に向けた株式会社と株主との建設的かつ実効的な対話を促進する観点から、実質株主確認制度の導入等について、法制審議会での検討を経て、会社法を改正。

現行制度による課題

○ 近年、企業の持続的な成長及び中長期的な企業価値向上のため、企業経営及び資本市場に関する制度・環境整備が進められており、その一環として、株式会社と株主との対話が促進されているが、株式の議決権の指図権限等を有する者（実質株主）の把握方法や株主提案権の行使要件について課題があり、見直しが必要との指摘。

<具体的な課題>

① 株主名簿上の株主（名義株主）と実質株主が一致しないケースも多くみられる中（参考1）、現行法上、株式会社が自らの実質株主の把握を可能とする制度が存在せず※、**実質株主を正確かつ効率的に把握することが可能な制度の導入が必要**との指摘。

※金融商品取引法に基づく株券等の大量保有の状況等に関する開示制度の適用対象となる場合を除く。

② 株主提案権の行使要件のうち、300個以上という**議決権数を基準とする要件**※について、投資単位引下げ等の立法当時との状況変化（参考2）や会社の対応コスト等も踏まえ、会社と他の株主との建設的・実効的な対話の推進の観点から、**見直しが必要**との指摘。

※主要先進国の中でも我が国特有の要件

規制改革の方向性

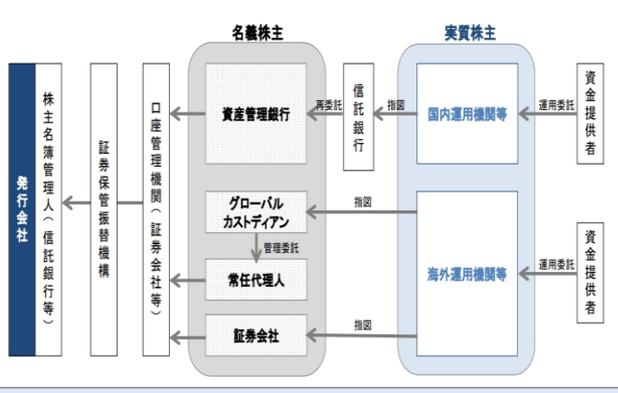
● 法務省は、持続的な成長及び中長期の企業価値向上に向けた株式会社と株主との建設的かつ実効的な対話を促進するため、**法制審議会において、以下①～③を含む会社法の改正を検討し、結論を得て、速やかに必要な法案を国会に提出。**

【令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論、結論を得次第速やかに措置】

- ① 実質株主確認制度を導入すること
- ② ①の実効性担保の観点から、名義株主が実質株主の基本的な情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供した場合には、議決権の停止を可能とすること
- ③ 株主提案権の行使要件のうち300個以上という議決権数を基準とする要件について、廃止の可否を含めて検討すること

● 法務省は、導入後の実質株主確認制度が円滑に機能するよう、効率的な運用及び運用スキームを検討するための民間事業者団体の取組に対し、金融庁と連携しつつ、法制審議会における議論の状況の適時の共有その他の協力を行う。 **【令和7年開始等】**

参考1 発行会社・名義株主・実質株主の相関図



金融庁「第2回 スチュワードシップ・コードに関する有識者会議 事務局資料」

参考2 投資単位の引下げ状況



各年3月末時点

出典：日本取引所グループHP (<https://www.jpx.co.jp/equities/listing/company-split/index.html>)

従業員等に対する株式報酬の無償交付を可能とする会社法の見直し

我が国株式会社における人材確保及びインセンティブ向上の観点から、現行では認められていない従業員や子会社の役員に対する株式の無償交付※について、法制審議会における検討を経て、会社法を改正。

※役員以外にも無償交付を可能とする検討を行うこと自体は令和6年6月の規制改革実施計画で決定済。

現状と課題

- 従業員や子会社の役職員に対する株式の無償交付（株式報酬）は、働き手にとっては働きがいのインセンティブとなり、企業にとっては人材確保及び中長期的な企業価値向上の有用な手段。米国等の海外人材は株式報酬に馴染みがあることから、特にグローバル展開する企業にとっては海外人材確保の武器にもなるとの指摘。
 - 一方、会社法上、株式の無償交付が認められるのは上場会社の取締役又は執行役のみであり、**従業員等に対する株式の無償交付は認められていない。同等の結果を実現するためには、現物出資方式に基づく複雑な処理が必要**（従業員に金銭債権を一度付与した上で、当該金銭債権の現物出資を受けて株式を交付）となっている。
- 交付対象が役員か従業員等かで交付方法を使い分けざるを得ず、煩雑であることが**制度導入の支障**となっているとの指摘。特に海外人材には理解を得られないとの声も。

規制改革の方向性

- 法務省は、
 - ・ 従業員に対する株式の無償交付が可能となるよう、以下①②を含む会社法の改正を検討し、**法制審議会へ諮問。** 【措置済み】
 - ・ **法制審議会において、以下①②を含む会社法の改正を検討し、結論を得て、速やかに必要な法案を国会に提出。**
- 【令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論、結論を得次第速やかに措置】

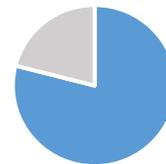
- ① 従業員等への株式の無償交付に当たって、**株主総会決議を不要**とすること。
- ② 子会社役職員を株式の無償交付の対象とするに当たって、**完全子会社に限定せず、国内外の子会社一般の役職員に対しても株式の無償交付を可能**とすること。

参考

従業員に対する株式報酬の導入企業の割合（海外比較）

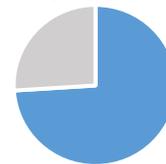
【英国】
FTSE350のうち時価総額上位100社における普及率

79%



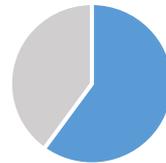
【米国】
S&P500のうち時価総額上位100社における普及率

74%



【ドイツ】
DAX40とDAX100のうち時価総額上位40社における普及率

60%



【日本】
TOPIX100の対象100社における普及率

31%



【出典】HRガバナンス・リーダーズ株式会社からデータ提供を受け事務局作成。
※普及率は、2024年における従業員への株式報酬の導入について開示している企業の割合。株式報酬には、ストックオプションのほか、従業員に金銭債権を一度付与した上で、当該金銭債権の現物出資を受けて株式を交付する形態によるものを含む。

無人航空機（ドローン）の更なる活用・普及に向けた環境整備

平時のみならず災害時も含めたドローンの更なる活用及び新規開発を促進し、社会実装を図るため、ドローンのレベル3.5飛行について、AIによる人や障害物等の自動検知の推進を含め、一人の操縦者による多数機同時運航を行うための要件（飛行可能な機体数、機体の機能及び性能等）を段階的にガイドライン等を策定して明確化。

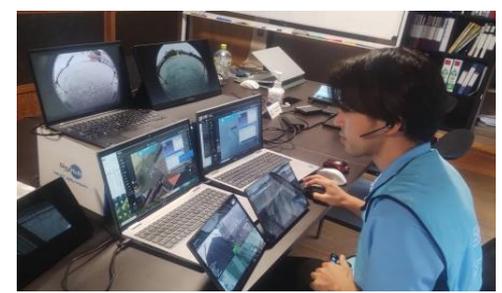
現行制度による課題

- 規制改革推進会議における議論を踏まえ、ドローンのレベル3.5飛行※1が創設（令和5年12月）され、飛行申請の許可・承認手続のオンライン化（令和6年12月）が実現。平時のみならず、災害時も含め※2活用拡大が期待。
 - ※1 山間部や離島など無人地帯における、機上カメラの活用等による立入管理措置なしでの目視外飛行。航空法の通達改正により措置。国土交通省による許可・承認実績は令和6年度末時点で196件。
 - ※2 令和6年能登半島地震でも、ドローンによる被災、倒壊建物内部の状況の調査や孤立地域へ物資輸送等が実施された。
- 一方で、運航の効率化や事業採算性の向上に資する一人の操縦者による複数のドローンの同時運航（多数機同時運航）に求められる安全要件等は特段定められておらず、現状は、各事業者が独自に安全対策を講じた上で実証的に実施している状況に過ぎない※3。
 - ※3 欧米や豪州等では商業目的で既に実施している例がある。

規制改革の方向性

- 国土交通省は、ドローンの多数機同時運航を航空法（昭和27年法律第231号）の体系下で実現するための具体的な要件（飛行可能な機体数、機体の機能及び性能、運航事業者に求められる体制、操縦者に求められる技能等）について、安全運航の確保と幅広い事業者の参入による社会実装の推進とのバランスに考慮しつつ、新技術の導入状況を加味した検討を行い、所要のガイドライン等を策定する。【措置済み】
- 国土交通省は、①高度な自動操縦やシステムでの常時監視を前提とした本格的な多数機同時運航のルールの整備（上記事項の更新のほか、事故時の責任制度、運航時におけるAIによる人・障害物等の自動検知の推進を含む。）、②小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会で示された「空の産業革命に向けたロードマップ」に規定される多種の機体が混在する飛行場所の空域を指定し飛行前から飛行後まで一貫した交通管理を行うUTMステップ3の早期導入について、今後のドローンの社会実装や技術開発等の状況も踏まえつつ、関係者とスケジュールを検討し、当該内容に沿って所要の措置を講ずる。【令和7年度以降継続的に措置】

参考1 多数機同時運航を試験的に実施している様子



【出典】株式会社エアロネクスト / 株式会社NEXT DELIVERY

参考2 AIによる自動検知のイメージ



【出典】株式会社エアロネクスト / 株式会社NEXT DELIVERY

特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の安全性確保

電動キックボード等について、新たな移動手段としての利便性も考慮しつつ、官民連携で対策を進め、適切にルールが設定・遵守された上で、安全に活用されることを促進するため、交通ルールの周知・広報、取締り強化、官民連携での更なる交通ルールの遵守・事故防止等に必要な取組を実施し、客観的データに基づきその効果のモニタリング・評価・検証等を実施。

現状

- 規制改革推進会議の議論を踏まえ、令和5年7月に電動キックボード等に係る交通ルールが施行されてから約2年が経過。電動キックボード等は、都市部における短距離移動の足や観光地の二次交通、発電所や造船所等の広大な事業所内における従業員の移動など様々な場面で利用が増加（参考1）※1。
※1 車両台数は2万台以上（令和6年4月時点）、アプリのダウンロード数は400万以上（令和7年2月時点。国内大手シェアリング事業者1社のアプリダウンロード数）。
- 一方、通行区分違反、信号無視、飲酒運転等の交通ルールを守らない運転、事故の発生、道路運送車両の保安基準※2を満たさない車両の流通などが課題として指摘※3。
※2 昭和26年運輸省令第67号
※3 令和6年、違反の類型のうち、通行区分違反が6割（参考2）。事故については、用途別ではレンタル車両が9割、発生場所別では東京が7割超。また、自転車や一般原付に比べ、飲酒事故の割合が高い。保安基準への不適合品も15車種が市場に残っている。

規制改革の方向性

- 警察庁は、電動キックボード等が交通ルールを遵守された上で安全に活用されるよう、民間事業者等と連携して必要なデータを収集した上で、利用実態や違反及び事故の状況・原因等を踏まえ重点的な取組が必要と考えられる者や地域に対して、交通ルールの周知・広報、取締りの強化を行うとともに、関係省庁及び民間事業者で構成されるパーソナルモビリティ安全利用官民協議会における議論を踏まえ、更なる交通ルールの遵守、事故防止等に必要な取組を行う。
【令和7年以降令和8年度まで継続的に措置】
- 警察庁は、関係省庁の協力を得て、上記の取組の効果について、E B P Mを実践する観点から、客観的データ等に基づきモニタリング・評価・検証を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じる。
【令和8年度措置】
- 国土交通省は、電動キックボード等について保安基準への適合性及び品質管理に関する体制の確認を行う仕組みである性能等確認制度の活用を徹底するとともに、インターネット等で流通している電動キックボード等の抜取りによる調査等により必要な情報を収集・分析し、販売事業者等への指導、関係省庁への情報共有等の適切な措置を講じることを通じ、保安基準不適合品の流通防止を行う。また、協議会における議論を踏まえ、電動キックボード等の更なる安全性確保に必要な取組を行う。
【令和7年以降令和8年度まで継続的に措置】

参考1 電動キックボード等の活用事例

- ・ 観光資源が豊富な地方部でも展開。
- ・ 発電所・造船所といった広大な事業所内における従業員の移動にも活用。

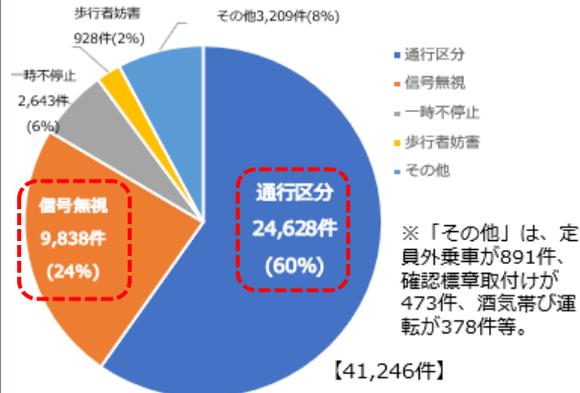


【出典】令和7年5月12日開催 第6回スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループ マイクロモビリティ推進協議会御提出資料（海事プレス）より引用

参考2 違反の類型と事故数

- ・ 令和6年中の検挙件数を違反類型別で見ると、通行区分違反が60%を占め、次いで、信号無視が24%を占める。
- ・ 令和6年中の事故の発生件数は338件、死者数は1人、負傷者数は350人。

<検挙件数（違反類型別）【令和6年】>



※「その他」は、定員外乗車が891件、確認標章取付けが473件、酒気帯び運転が378件等。
【出典】令和7年5月12日開催 第6回スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループ 警察庁御提出資料より引用

地熱開発に伴う試掘調査に当たっての保安林関連手続の明確化・簡素化等

安定的な発電が可能なエネルギー源であり、地域資源の有効活用等を通じた地域活性化にも資する地熱発電の導入を、より短期間・低コストかつ円滑に実施できるよう、試掘調査に当たっての保安林関連手続を明確化・簡素化。

現行制度による課題

- 我が国の地熱資源のポテンシャルは世界第3位である一方、開発リスク・開発コストの高さ、リードタイムの長さ、開発のための各種規制への対応等に課題。
 - 発電設備容量は世界第10位にとどまり（参考1）、また、電源構成のうち地熱発電が占める割合は、2040年度の見通しが1～2%程度であるのに対し、実績では0.3%と乖離（参考2）。
- 地熱資源の多くは保安林内に存在しており、保安林内での地熱開発を行おうとする場合には、森林法（第27条、第34条等）※1に基づき、保安林解除や保安林内作業許可の申請等の手続が必要。
- 地熱発電施設の建設を想定した保安林関連手続の具体的な内容はマニュアル※2で一定程度示されているが、それに先立って実施される試掘調査を想定した手続の具体的な内容が示されておらず、開発を行う事業者において対応に困難が生じているとの指摘※3。

※1 昭和26年法律第249号

※2 「保安林の指定解除事務等マニュアル（地熱編）」（林野庁治山課）
 ※3 地熱発電施設の建設と事業内容や対象面積等が大きく異なり、また、試掘調査の結果、事業化に至らず返地となる可能性があるため、既存のマニュアルでは対応が困難。

規制改革の方向性

- 業界団体等が試掘調査に当たっての保安林関連手続の事例等を踏まえて農林水産省と連携して作成・公表するガイドブックの内容や事例等で確認された課題を踏まえ、「保安林の指定解除事務等マニュアル（地熱編）」の改訂等により、保安林関連手続を明確化・簡素化。
 【令和7年度検討開始、8年度上期結論、結論を得次第速やかに措置】

参考1 各国の地熱資源量と設備容量

(単位：万kW)

国名	資源量	設備容量/(順位)
アメリカ	3,000	370 (1位)
インドネシア	2,779	229 (2位)
日本	2,347	55 (10位)
ケニア	700	119 (5位)
フィリピン	600	192 (3位)
メキシコ	600	101 (7位)
アイスランド	580	76 (9位)

【出典】(独)エネルギー・金属鉱物資源機構HPを基に内閣府作成

参考2 2040年度の電源構成の見通し

電源	2013年度 (実績)	2022年度 (実績)	2040年度 (見通し)
再エネ	10.9%	21.8%	4～5割程度
太陽光	1.2%	9.2%	23～29%程度
風力	0.5%	0.9%	4～8%程度
水力	7.3%	7.7%	8～10%程度
地熱	0.2%	0.3%	1～2%程度
バイオマス	1.6%	3.7%	5～6%程度
原子力	0.9%	5.6%	2割程度
火力	88.3%	72.6%	3～4割程度

【出典】2040年度におけるエネルギー需給の見通し（令和7年2月資源エネルギー庁）から抜粋

参考3 地熱開発のプロセス



マニュアルの改訂等により、保安林指定解除等の手続を明確化・簡素化

現行マニュアルにて手続が既に明確

【出典】第66回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 資料1に内閣府加筆

循環経済への移行に向けた食品残さ等のリサイクル促進

再資源化事業等高度化法※1の認定制度の施行が令和7年秋に予定される中、政省令の整備において、循環経済への移行を促進するため、廃棄物の収集・運搬等の委託先の変更の柔軟化や再資源化により得られる製品の供給先要件を製品の特性によって設定する等、先進的な取組を行う事業者の取組を後押しする実効的な仕組みとなるよう措置。

※1 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号）

現行制度による課題

- バイオマス分野では、コーヒーかす等の食品残さ、もみ殻等の農業残さ、家畜の糞尿等の家畜排せつ物を原料として用いて、土壌改良資材として使用できるバイオ炭等の製品を製造する取組が注目。
- 一方、これら食品残さ等は、再資源化により生み出される製品の原料として有価で買い取られる場合であっても、廃棄物に該当する場合※2には、廃棄物処理法※3（第14条第1項又は第6項）の規定により産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分量の許可を受ける必要。
※2 その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び事業者の意思等を総合的に勘案し判断
※3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- また、食品残さ等からバイオ炭を製造するバイオマスの炭化装置について、副生ガスを燃焼によって無害化する行為を伴う場合には、廃棄物そのものを燃焼する場合と同様に産業廃棄物処理施設として取り扱われるため、施設の設置許可に係る手続負担や設備要件に係る費用負担により事業化の障壁となっているとの指摘。

規制改革の方向性

- 環境省は、再資源化事業等高度化法第11条第1項の規定に基づく計画（高度再資源化事業計画）の認定を受けた場合※4には、例えば委託先の変更等が生じてから遅滞なく事後届出を行うことを認めるなど、廃棄物の収集、運搬又は処分を委託する先を柔軟に調整可能とすることについて検討。
※4 計画の認定を受けた者から委託を受けた者（ただし、高度再資源化事業計画において、あらかじめ委託先として記載された者に限る。）は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、廃棄物処理法による許可を受けずに、認定計画に従って行う廃棄物の収集、運搬及び処分を業として実施可能。
【令和7年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】
- 環境省は、高度再資源化事業計画で記載する必要がある「再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給を受ける者」について、再資源化により得られる製品の特性によっては、最終的な使用者をあらかじめ特定することが困難な業種や業態があるとの指摘を踏まえ、供給先として認められる者の合理的な要件や基準について検討。
【令和7年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】
- 環境省は、廃棄物処理法施行規則※5第1条の7の2に定める熱分解設備の構造について、排ガスのみを燃焼する場合と廃棄物そのものを燃焼する場合との生活環境への影響の違いの有無について検証を行い、結果に応じて排ガスのみを燃焼する場合の取扱いについて検討。
※5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）
【令和7年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

参考1 バイオ炭の導入によるメリット

農家目線

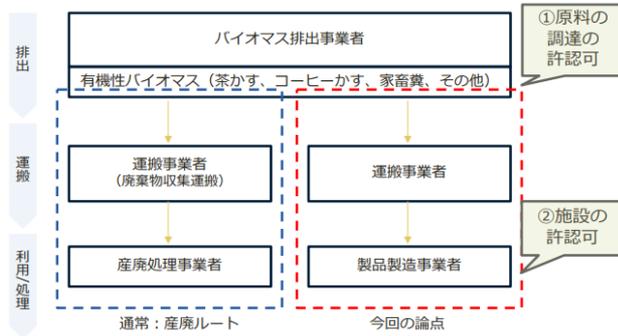
- 1 土づくり期間の大幅短縮
- 2 有機肥料転換で収量向上
- 3 耐病性向上による農薬削減

バイオマス排出事業者目線

- 4 バイオマスのアップサイクル
- 5 CO2の貯留

【出典】令和7年4月11日開催 第1回GXサステナビリティサブワーキンググループ 株式会社TOWING御提出資料より作成

参考2 食品残さ等の処理・活用プロセス



【出典】令和7年4月11日開催 第1回GXサステナビリティサブワーキンググループ 株式会社TOWING御提出資料より作成

政府が調達するクラウドサービスにおけるスタートアップ等の参入促進（セキュリティ評価制度（ISMAP）等の見直し）

政府が調達するクラウドサービスにおけるセキュリティ水準の確保を図り、政府機関等におけるクラウドサービスの円滑な導入を目的とする制度であるISMAP制度（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度。Information system Security Management and Assessment Program）について、登録・更新申請に係る監査項目の削減などを行い、スタートアップ企業等の参入を促進。

現行制度による課題

<ISMAP制度>（参考1）

- ISMAPの登録・更新申請に係る監査項目が約1200（参考2）あり、監査対応可能な法人も5法人（令和6年11月末現在）に限られ、監査費用が高額※、登録までの期間も長期化。このため、ISMAPへの申請を断念し、又は登録後に撤退する事業者が存在。
※内閣府による事業者へのヒアリング等において、数千万円～1億円程度との回答。
- 登録審査を行うISMAP運営委員会について、議事録の詳細が公開されない（要旨のみ公表）ため、委員会の意思決定プロセスや具体的な指摘事項を必ずしも明確に把握できず、新規申請時の効率的・適切な申請方法など制度利用に係るノウハウが蓄積されにくい。

<「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」>

- 政府方針で、マルチクラウド構成が実質的に禁止されていると誤認しうる記載があり（参考3）、マルチクラウド構成が優位（コスト、パフォーマンス）であっても、事業者が提案を躊躇するとの声。

規制改革の方向性

<ISMAP制度の見直し>

【令和7年度措置】

- 内閣官房、デジタル庁、総務省及び経済産業省は、監査項目について、必要なサイバーセキュリティ水準の確保を前提に、特に必要な管理基準を明確化するとともに、他の認証制度を取得している場合には、監査項目を削減するなど、監査負担を軽減する方向で、「ISMAP管理基準」等を改定
- 内閣官房は、デジタル庁、総務省及び経済産業省と連携し、ISMAP運営委員会の委員名及び議事録を公開する方向で、「ISMAP運営委員会に関する基本方針」を改定し、ウェブサイト公開

<政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用方針の見直し>【令和7年度措置】

- デジタル庁は、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」において、事業者の意見、諸外国の状況及び最新技術の動向を参考にしつつ、IaaSやPaaSなどにおいてマルチクラウド構成の使用が可能であることを明記

参考1 ISMAP制度とは

- ISMAPは、国際標準等を踏まえて策定した基準に基づき、登録監査機関による監査のプロセスを経て、クラウドサービスを評価・登録します。
- 登録されたクラウドサービスは「ISMAPクラウドサービスリスト」に掲載され、政府機関等は原則としてこのリストからクラウドサービスを調達することとされています。
- ISMAPは、従来各政府機関等が個別に評価していたクラウドサービスのセキュリティ要件について統一した評価を可能にし、政府機関等のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保と円滑な導入を目的としています。

【出典】はじめのISMAP（IPAホームページより）を内閣府規制改革推進室において一部加工

参考2 管理基準内訳 ※監査機関による監査は基準の4桁部分に相当

管理策基準 3桁：121 4桁：1077	マネジメント基準 3桁：21 4桁：64	ガバナンス基準 4桁：18
----------------------------	----------------------------	------------------

出典：政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）の概要より（令和5年11月NISC・デジタル庁・総務省・経済産業省）

参考3 政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針

3.4 マルチクラウド等について

個々の政府情報システムにおいて、主たる環境として利用するIaaS/PaaSのCSPを複数とするマルチクラウドはコストが増大することが多いため、真に必要性がある場合を除いては避けること。SaaS等を中心に特定機能に特化して他のクラウドを併用することは問題ない。CSPによるベンダーロックインを懸念して、複数のIaaS/PaaSのCSPを積極的に使用する考え方もあるが、「3.3ベンダーロックインについて」のようにデータの移行性が担保され、合理的な価格体系が公開された上で、その導入プロセスも含めて透明性が担保されていればベンダーロックインには該当しない。

いずれにせよ、技術的な合理性と経済的な合理性を持たないマルチクラウドは厳に避ける必要がある。（以下、略）

【出典】政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針より（令和4年12月28日デジタル社会推進会議幹事会決定）

未登記建物の解消（がれき撤去等の迅速化）

将来的に発生が予見される大規模災害への対応力を強化する観点から、迅速な復旧・復興対応の障壁となる未登記建物の早期解消を促すため、未登記建物の実態調査を行った上で、氏名・住所など把握した範囲で登記簿上にその旨を明記するなど未登記建物の解消に資する方策について制度の見直しも含めて検討。

現行制度による課題

- 新築した建物又は区分建物以外の表題登記がない建物の所有権を取得した場合、不動産登記法（平成16年法律第123号）第47条により、**所有権の取得日から一か月以内での建物の表題登記が義務付けられている**（参考1、2）。
- 一方、表題登記が行われていない**未登記建物は、全国で推計1,000万戸以上存在**（参考3）。
- こうした中、**大規模災害発生時に被災建物を解体し、又は撤去する等の必要が生じた場合、登記が行われている場合と比べ、未登記建物の場合には、所有者探索に多大な時間を要する可能性。迅速な復旧・復興対応の障壁となる**ことが想定。

《例》東日本大震災時、未登記建物の共有者が100名いる場合もあり、探索・同意には最大で2年要した（宮城県）。

規制改革の方向性

- 法務省は、未登記建物について、まずは、**固定資産課税台帳上の提供について地方公共団体の協力が得られる地域を対象として実態調査を行った上で、その結果に基づき、事案に応じて必要な場合は、過料を賦課する手続を行いつつ、氏名・住所などを把握した範囲で登記簿上にその旨を明記するなど未登記建物の解消に資する方策について制度の見直しも含めて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる**。なお、災害時の復旧・復興対応により必要がある場合には、公費解体・撤去を迅速に実施できるよう、被災地の未登記建物の状況を実態調査結果と併せて速やかに当該地方公共団体に提供することとする。

【令和7年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

参考1 不動産登記法による表題登記の義務

- ・不動産登記法第47条第1項において、「新築した建物又は区分建物以外の表題登記がない建物の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から一月以内に、表題登記を申請しなければならない。」とされている。
- ・不動産登記法第47条第2項において、「区分建物である建物を新築した場合において、その所有者について相続その他の一般承継があったときは、相続人その他の一般承継人も、被承継人を表題部所有者とする当該建物についての表題登記を申請することができる。」とされている。
- ・不動産登記法第164条において、「申請をすべき義務がある者が正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、十万円以下の過料に処する。」とされている。

参考2 建物の表題登記において必要な情報

表題部（主である建物の表題部）		種類	区分	不動産番号
所在地	（区分）			0000000000000
新築	特別区から一丁目 101番地	（区分）		
建築番号	101番			
区分	区分	区分	区分	区分及びその住所（登記簿上の住所）
区分	本区から区分	1階	4000	令和1年2月1日新築（令和1年2月7日）
区分		2階	7000	

表題部（附属建物の表題部）		種類	区分	不動産番号
所在地	（区分）			
新築	特別区から区分	（区分）		
建築番号				
区分	区分	区分	区分	区分及びその住所（登記簿上の住所）
区分			1000	令和1年2月7日（令和1年2月7日）
新築	特別区から区分	（区分）		

左記の情報の他、以下情報を添付

- ・建物図面
- ・各階平面図
- ・表題部所有者となる者が所有権を有することを証する情報
- ・表題部所有者となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報 等

権利部（区分）		所有権に関する事項	
権利番号	登記の目的	交付年月日・交付番号	権利者その他の事項
1	所有権	令和1年2月7日 第8029	持主 特別区から区分 区分

権利部（区分）		所有権以外の権利に関する事項	
権利番号	登記の目的	交付年月日・交付番号	権利者その他の事項

【出典】不動産登記令（平成16年政令第379号）附則 別表
【出典】法務省HP：[SKM_C45819112611250](http://skm.c45819112611250)

参考3 未登記建物の数（全国）

- 全国の建物数は約6,239万戸（建築中の建物を除く。）
※「平成30年住宅・土地統計調査」（平成31年4月26日総務省統計局）
 - 全国の建物の登記数は約5,162万戸
※「市区町村別：土地及び建物の登記数（平成31年3月末時点）」（法務省）
- ⇒ 上記より、未登記建物は1千万戸以上あると推計される

災害時等におけるキッチンカーによる迅速なサービスの提供

災害時の委託による炊き出し等のボランティアが食品衛生法上の営業許可を必要とするかどうかなどについて、災害時における食事の提供体制の強化を図る観点から、キッチンカー事業者や都道府県等が迷いなく機動的に対応することが可能となるよう、営業行為の該当性等の考え方を明確化。

現行制度による課題

- キッチンカーを活用して営業を行う場合、食品衛生法（昭和22年法律第233号）上、**保健所設置自治体（都道府県知事等）から営業許可を取得する必要**。個々の行為が「営業」に該当するかは、**規模、形態、反復継続性等に鑑み、許可の権限を有する都道府県知事等が総合的に判断**。
- このため、キッチンカー事業者が、営業許可を取得している都道府県等の**区域外にある避難所等においてボランティア等として食事を提供する場合には、避難所所在区域の都道府県知事等から食品衛生法上の許可を受ける必要があるか否か分かりづらい**との指摘。
- こうした課題に対し、内閣府・厚生労働省の事務連絡（令和6年11月）において、**炊き出しのボランティア等として事業者が被災者に食事を提供する行為は、キッチンカーによるものも含め、一般には営業とは判断されない旨が周知**。
- 一方、被災自治体以外の行政機関又は民間団体から**委託を受けて炊き出しを行う場合、営業行為に該当するか等については明確な整理がなされておらず、キッチンカー事業者等から分かりづらい**との指摘。
- また、災害時にかかわらず、キッチンカーが複数の都道府県等の区域を越えて営業を行う場合には、**原則それぞれの管轄区域ごとに営業許可の取得が必要**であるなど、事業者に負担が生じている。

規制改革の方向性

- キッチンカー事業者等が被災自治体以外の行政機関又は民間団体から委託を受けて炊き出しを行う行為について、被災自治体が、避難所における食事の提供体制に鑑み、被災者へ食事を提供する社会的必要性が高く、かつ、その食事の提供が利益を得ることを目的としていないと考える場合には、**一般には営業行為に当たらず都道府県知事等の許可を必要としないことを明確化**。【措置済み】
- 災害時にかかわらず、キッチンカーが複数の都道府県間等の区域を越えた広域での営業を行い得る環境整備に向けて、次の①及び②の措置を講ずる。【令和7年度措置】
 - ① 複数の都道府県間等の区域を越えて営業を行うことを可能としている事例について、**都道府県等間で調整すべき内容**（例：監視指導の方法、違反判明時の通報体制、行政処分の取扱い等）を具体的に記載した上で周知し、横展開。
 - ② ①の取組を後押しする観点から、**施設基準の地域的差異解消に向け、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）で定める施設基準から乖離している具体例を示し、都道府県知事等が所要の見直しを行えるよう周知**。

参考1 キッチンカーによる温かな炊き出しを求める多くの行列（石川県七尾市）



【出典】農林水産省Webサイト
(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisiyoku/oto_gaisyoku_sien.html) より引用

参考2 被災地で炊き出しを行った一部団体等の声

災害支援の団体
 「炊き出しを持続的に考える上でどこまでが炊き出しとして許容されるか分からない」

キッチンカー事業者
 「他団体から支援を受けて炊き出しをしたいものの、どこまで許容されるのか分からない」

【出典】事務局によるヒアリング

参考3 キッチンカーに関する一部自治体の動き

関西広域連合では、構成団体と協議し、「キッチンカーの営業許可基準の共通化の検討を行っている。」

【出典】関西広域連合 第172回関西広域連合委員会(令和6年11月21日) 資料4